

平成19年度 文部科学省大学知的財産本部整備事業

平成19年度 技術移転人材育成プログラム

調査研究報告書

(プログラム著作権編)

平成20年3月

国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学

平成19年度 技術移転人材育成プログラム  
研究報告書(プログラム著作権編)

国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学

## はじめに

本報告書は、奈良先端科学技術大学院大学が、平成19年度、文部科学省「大学知的財産本部整備事業」における「国際的な産学官連携の推進体制整備事業」において、採択され、委託を受けたプロジェクトに基づくものです。

奈良先端科学技術大学院大学は、先端科学技術分野に係る高度の基礎研究を推進するとともに、大学の研究者のみならず、企業において研究開発等を担う高度の研究者・技術者等の養成と再教育を担うことを目的に、学部を置かない大学院大学として、平成3年に設置されました。本学では、情報科学、バイオ科学、物質科学の3分野を対象に質の高い研究教育を積極的に進めるとともに、開学当初より、社会に開かれた大学として、社会人教育、寄附講座・産学連携講座の設置、共同研究・受託研究の受入れを積極的に進めてきました。

ここで、奈良先端科学技術大学院大学では、大学の知的財産を広く社会に移転するために、平成15年度より、知的財産本部を構築し、技術移転を進めてきたところで、18年度には、教員一人当たりのライセンス収入が日本一になりました（第71回総合科学技術会議 平成19年11月28日開催）。その間、平成17年度には、独立行政法人工業所有権情報・研修館が公募された「技術移転人材育成OJTプログラムの調査研究事業」において、採択され、報告書をまとめ、また18年度には、文部科学省が公募された「大学知的財産本部整備事業」追加配分に係る募集「内部人材育成事業（国際的に通用する知財人材の育成）」において、採択され、報告書をまとめました<sup>2</sup>。

本プロジェクトは、それに続くもので、今後の国際的な産学官連携の必要性をにらみ、その需要に応える技術移転の現場で通用する次世代の人材育成を行うもので、主に、米国における技術移転について、プログラム著作権に係る移転、研究試料に係る移転に的を絞り、まとめたものです。

本プロジェクトの成果が、今後、全国において国際的な技術移転人材の育成を目指しておられる方の研修プログラムに幾ばくかの示唆を与えることができれば、幸甚に存じます。なお、本研修プロジェクトを進める上で、多忙な中、ヒアリング等に応じていただいた皆様方に、衷心より感謝申し上げます。

平成20年3月

奈良先端科学技術大学院大学 久保浩三

---

<sup>1</sup> <http://ipw.naist.jp/cast/chizai/ojt2005.html>

<sup>2</sup> <http://ipw.naist.jp/cast/chizai/ojt2006.html>

目次	
本編	4
第1章 課題は契約(プログラム著作権)、研修先は米国	4
1. はじめに	4
2. なぜ契約なのか?	4
2.1. これまでの技術移転研修	4
2.2. 社会的役割の重要性	4
2.3. 大学への不満(ダブル・スタンダード)の高まり	5
2.4. 大学特有の問題点	6
3. 米国選定の理由	7
3.1. 契約実務のポイント(バランス感覚の修得)	7
3.2. 日米の契約の相違	7
3.3. 多様な技術移転の形態	9
3.4. NAISTの産官学連携ポリシー	9
4. 課題の設定(ソフトウェア契約、著作権)	10
4.1. 客体の特殊性	10
4.2. 技術開発の複雑化	10
4.3. 実務における必要性	11
5. まとめ(研修生への期待)	11
第2章 人材育成プログラムの概要	13
1. 本学におけるこれまでのプログラム	13
2. 研修方法論	14
2.1. 本人が意欲を持って学ぶ	14
2.2. モチベーションを上げる1 —各論から総論へ—	15
2.3. モチベーションを上げる2 —興味のあるところから—	16
2.4. モチベーションを上げる3 —学習責任—	17
2.5. 教え合う体制	17
第3章 人材育成プログラム 研修計画	19
1. 研修概要	19
2. 研修目的・期待される効果	20

3.	プログラム実施体制	21
3.1.	講師紹介(国内)	21
3.2.	講師紹介(米国)	22
3.2.1.	POSZ LAW GROUP, PLC	22
3.2.2.	Hunton & Williams LLP	24
3.2.3.	Bell, Boyd & Lloyd LLP	25
4.	プログラム全体の工程・計画	26
4.1.	国内研修の工程・計画	26
4.2.	米国研修の工程・計画	27
4.3.	研修先の選定理由	28
4.4.	レクチャーにおける運営サイドの配慮事項	28
5.	研修生紹介	29
5.1.	チューター制度	30
5.2.	研修生の課題	30
	<b>第4章 人材育成プログラム 研修結果</b>	<b>32</b>
1.	研修実施結果	32
1.1.	基礎知識の習得	32
1.2.	オープニングセミナー	33
1.3.	グループミーティング	33
1.4.	英語学習	34
1.5.	専門書による学習	34
1.6.	UNITT への参加	35
1.7.	プログラム著作権に係る講義	35
1.8.	米国研修の準備	36
1.9.	米国研修	36
1.9.1.	米国研修の事例1 ー自らアポイントメントー	37
1.9.2.	米国研修の事例2 ー納得いかないので再チャレンジー	37
1.9.3.	米国研修の事例3 ー時間がないので個別に質問ー	37
1.9.4.	米国研修概要	38
1.10.	研修先との事前・事後のコミュニケーション	39
1.11.	標準化に係る学会への参加	40
1.12.	研修報告・評価会	40
1.13.	報告書の作成	41
1.14.	その他	41
2.	プログラムの成果報告	42
3.	研修終了後の研修生の感想	56



## 本編

### 第1章 課題は契約(プログラム著作権)、研修先は米国

担当 吉田 哲

#### 1. はじめに

奈良先端科学技術大学院大学の大学職員を対象とした、技術移転人材研修生の成果報告を行うにあたり、今年のマインテーマとして「契約」を選定した理由を説明する。また、契約書の雛形には英文ソフトウェア契約を用い、昨年 10 月には米国、ワシントン DC の法律事務所を拠点とした研修を行った。これらの課題設定について運営側の目的をまず紹介する。

#### 2. なぜ契約なのか？

まず、マインテーマとして契約を選択した理由を以下説明する。

##### 2.1. これまでの技術移転研修

技術移転の実務は大きく分けて、1) 権利化、2) マーケティング、3) 交渉／契約に区分けされると考える。過去2年の人材育成プログラムでは次の課題を設けた。2006 年では大学発明を実際に海外の様々な機関に紹介するというプロジェクトを通じて、マーケティングの実務を体験してもらった(上記2)。2007 年では、権利化業務を中心として、日米の特許業務の相違点を主として学んでもらった(上記1)。3年目の今年は、技術移転の最終段階である交渉／契約をその課題とした(上記3)。

これにより研修生は技術移転全体の知識を学習できる機会を得ることとなる。また、運営側も上記三つの区分の実務に対応した研修を行うことにより、人材育成プログラムについての広い経験を有することとなる。今後はこれらの経験をベースに更なる改良を加えた研修を行いたいと考える。

##### 2.2. 社会的役割の重要性

今回、契約を課題とする理由として、大学の社会的役割の重要性が高まっている点を考慮した。

西村は、米国企業の多くが中央研究所を閉鎖した事実から、これまで大企業が行ってきたすべての技術開発を自前でおこなう開発モデルが機能しない点を指摘する<sup>3</sup>。そして、自前主義を放棄した企業が研究開発のアウトソーシング先として大学発明に注目し<sup>4</sup>、これらの技術を市場に

<sup>3</sup> 西村吉雄 『産学連携 ―中央研究所の時代を超えて―』 日経 BP 社 (2003) pages 59-78

<sup>4</sup> 前掲3、pages 127-150

導入することにより、アメリカ経済の復活を支えたと説く<sup>5</sup>。この現象は日本も同様であろう<sup>6,7</sup>。今、産業界から大学に期待されることの一つは、学生への教育だけでなく、未来の価値を創造するための新規技術の研究開発であるといえるであろう。

このような大学への期待の高まりの中、共同研究や受託研究、また、ライセンスによる技術移転などさまざまな活動が行われている。そこでは、大きな対価も支払われており、見返りを期待しない寄付といった内容ではない。企業からすれば大学といえどもビジネス・パートナーであり、対価に見合うだけの成果が期待されているといえる。

ビジネスの世界で契約が発達したのは、ビジネスの円滑化、リスク回避の面から必要だからである<sup>8</sup>。大学が企業のビジネス・パートナーとしてとして期待され、対価をいただくのであればそれに伴う責任も発生する。企業の要望に応え、円滑な産官学連携活動を行なうためには、ビジネス社会のルールである契約／その実務を十分に理解する必要があるであろう。

### 2.3. 大学への不満(ダブル・スタンダード)の高まり

日本の産学連携活動に注目すると、「平成 15 年 大学知的財産本部整備事業<sup>9</sup>」などを契機に大学からの技術移転は順調に広がりを見せている。ここで、産業界の意見に耳を傾けると、様々な軋轢が見られるようになってきたように感じられる<sup>10</sup>。その一つとして宮田は著書「プロパテ

<sup>5</sup> 宮田由紀夫 『アメリカの産学連携』 東洋経済 (2004) page 8

宮田も、アメリカにおける技術移転の経緯については、リニア・モデル型の研究開発に行き詰った米国企業が、基礎研究は大学に任せ大学から知識・技術を移転してもらい、自らは応用研究・開発に力を注ぐようになった点を指摘する。

<sup>6</sup> 文部科学省、地域科学技術推進政策 WEB :

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/chiiki/city\\_area/outline.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/city_area/outline.htm)

政府による地域政策の一環として、都市エリア産官学推進機構が設立される。その目的は、自律的かつ継続的な産学官連携基盤の構築であり、その執行のため平成 19 年度には政府予算額 45 億円が計上される。

<sup>7</sup> Microsoft Press Web : <http://www.microsoft.com/japan/presspass/detail.aspx?newsid=2326>

マイクロソフト社が日本の大学 (3 校) とプログラム開発についての技術提携を発表する。上記、政府による政策だけでなく民間レベルでも産学連携が注目されていることの一つであろう。

<sup>8</sup> 野口良光 『特許実施契約の基礎知識』 発明協会 (2002) pages 55-58

野口は契約書のメリットとして i) 契約の成立を明確にできる ii) 合意内容を証明できる iii) 相手方の契約違反を心理的に抑制する効果がある、といった点を指摘する。技術移転においても双方が納得する契約を行うことでこれらのメリットを享受できるものと考えられる。

<sup>9</sup> 文部科学省 Web : 「大学知的財産本部整備事業」の審査結果について

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/15/07/03071501.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/07/03071501.htm)

国公立大学など 83 件の申請の中から、「大学知的財産本部整備事業」に 34 件、「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に 9 件の大学が採択される。

<sup>10</sup> The Wall Street Journal, Critics Take Aim at California's Patent Shield, November 13, 2007

<http://blogs.wsj.com/law/2007/11/13/critics-take-aim-at-californias-patent-shield/>

過去 5 年間に約 500 億円のライセンス収入を得たアメリカのある州立大学は、州立大学の地位を不等に利用していると非難される。その理由は権利者として訴訟を前提に交渉する一方で、州立大学は訴えられないという特権 (Sovereign Immunity) を盾に、ロイヤルティの支払いには拒否するといわれる。あまりに強引な交渉では、社会貢献としての役割が疑問視されるであろう。大



「プロパテント政策と大学」の中で大学のダブル・スタンダードを紹介する<sup>11</sup>。

- ◆ 技術提供を受けるとき(ライセンシー)は、公的な研究機関として無料の提供を求める
- ◆ 技術提供を行うとき(ライセンサー)は、ビジネスライクに権利者としての主張を行う

契約自由の原則からすれば、企業は不合理な契約を締結しなければよいといえる。しかし、新規研究者の雇用を確保したい企業にとって大学との関係は依然として重要であろう。また、主として公的資金で研究開発を行っている大学は技術提供機関として有利な立場にあることも間違いないであろう。それらの事情から、企業の中には大学からの要望に満足していかなくとも契約締結を優先している場合があるものと推測する。

大学からの技術移転の場合、極めて萌芽的な技術を対象とする場合が多くあり、そのすべての場合に受け入れ企業の利益に繋がることは期待できない。むしろ、技術移転の多くは企業の利益に直結することは難しい現実を受け入れる必要があるであろう。そのような場合であっても、その後の産学連携活動を継続していくためには、受け入れ企業が技術導入のリスクを理解し、その対価を含めた契約に納得していることが重要と考える。上述のように大学の有利な立場を利用した契約に対して産業界の不満が蓄積されるようであれば、いずれその問題は企業が大学を訴えるといった形で顕在化するものと思われる。

すべての契約を成功に結びつける鉄則は Win-Win の関係構築にあるとするならば、今後の産学連携活動を成功に導くためには、この Win-Win の関係構築を導ける人材が必要といえるであろう。紹介した大学のダブル・スタンダードとよばれるような大学の有利な立場を利用した強引な交渉、契約では、産学連携に大きなひずみを生ずるものと危惧する<sup>12</sup>。

#### 2.4. 大学特有の問題点

技術移転実務において大学特有の問題が存在する。その一つは、大学は営利を目的とする私企業と異なり教育・研究機関であり、研究成果の発表という使命がある点である。産学連携活動による社会貢献も重要であるが、あまりに行き過ぎると商業化、秘密主義といった批判をうけることとなる<sup>13,14</sup>。また、学生が成した発明の取り扱いにも留意が必要であろう<sup>15</sup>。今後の大学の産

---

学の技術移転を担当する人材の留意事項といえる。

<sup>11</sup> 宮田由紀夫 『プロパテント政策と大学』 世界思想社 (2007) page 156

<sup>12</sup> 産業技術総合研究所 プレス・リリース (2007/8/30) 共有する知的財産権の活用方針を緩和  
[http://www.aist.go.jp/aist\\_j/press\\_release/pr2007/pr20070830/pr20070830.html](http://www.aist.go.jp/aist_j/press_release/pr2007/pr20070830/pr20070830.html)

産総研は、共同研究による共有知財に関して、不実施補償料を請求しない共同研究契約を可能にする方針を発表する。これは、企業側からの批判が高かった不実施補償条項に対する公的研究機関からの対応策といえる。産学連携活動において、大学が不実施補償に固執した結果共同研究そのものが進まないようでは本末転倒であろう。産総研が知財活用方針を緩和したように、技術移転の人材には提供する技術内容など踏まえて個々の案件に柔軟に対応することが望まれる。

<sup>13</sup> Derek Bok, *Universities in the Marketplace*, Princeton University Press, 2003, pages 57-64, 105-121

Bok 氏も、産学連携の効果を認めながらも、企業に不利なデータの隠匿、教員の尊厳低下、研究成果の秘匿化など大学の商業化への危険性を説く。

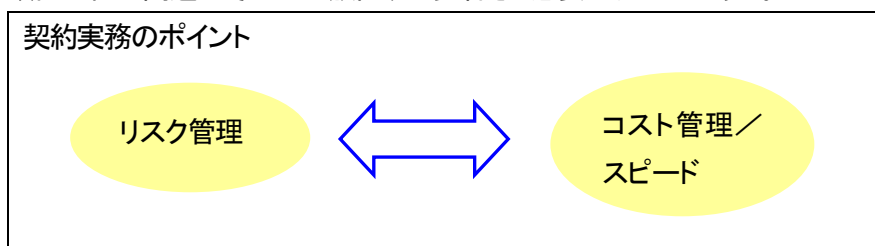
学連携活動については、様々な法務問題が存在しており、それらに対して今後の大学は柔軟に対応していくことが求められている。契約だけが解決法ではないものの、多くの法務問題は契約を介してその解決が図られることが多い。この点で契約を勉強することは有意義と考える。

### 3. 米国選定の理由

次に、研修の課題に国内契約書だけでなく米国契約を選んだ理由は次の点にある。

#### 3.1. 契約実務のポイント(バランス感覚の修得)

契約の勉強としては、法制度を理解してもらうことが前提となるが、それと同様に法務におけるバランス感覚を見につけることが重要と考える。法務のバランス感覚とは、将来のリスク管理とビジネスのスピード／契約のコスト管理の調整といえる。将来のリスクを極力小さくすることは契約実務で極めて重要であるものの、起こりそうにない事態を想定して延々と交渉を続けているようではビジネスのスピードについていけなくなる。また、契約の事務コストが大きくなってしまふ。100万円の技術指導の契約に半年交渉するとすれば、その不合理さを理解できるであろう。一般のビジネスにおいて法務部が介入を嫌がられるのは、営業部から見ればどうでもよいと思えることにとに時間を掛けるからといわれる<sup>16</sup>。すなわち、契約の実務では、妥当な時間／コストのなかで優先順位の高い問題から対応し、適切にリスク管理を行うことが重要といえる。極論ではあるものの、実務では、優先順位の低い問題はそのまま放置する寛容さも必要となるのである。



#### 3.2. 日米の契約の相違

今回、研修の課題として米国契約を選定した理由は、米国の契約実務が日本と対極にあ

<sup>14</sup> ドン・タプスコット等 『ウィキノミクス』 日経BP社 (2007) pages 285-286

大学研究者による秘密主義、特許取得主義から、研究データの共有が難しくなったとする調査結果を紹介する。特許を介した技術移転の場合など、秘密にすることが社会として望ましい場合があるであろうが、あまりに秘密主義に傾倒してしまつては公的研究機関としての大学の使命を失いかねない。技術移転を行う人材には、ライセンス契約締結だけを目標とするのではなく、研究成果の公開の必要性といった研究機関としての大学の使命とのバランスを意識できるよう願う。

<sup>15</sup> 大阪弁護士会知的財産法実務研究会 『知的財産契約の理論と実務』 商事法務 (2007) pages 221-230

大学特有の問題の一つとして、国立大学法人の学生が成した発明を承継するには、研究員とは別に別途承継契約を結ぶ必要がある点や、卒業する学生に対して、その後いつまで秘密保持を義務付けることができるのか等紹介する。

<sup>16</sup> 渡部 俊也、隅蔵康一 『TLO とライセンス・アソシエイト』 BKC (2002) page 31

弁護士の業務の進め方に対して、「弁護士は、生じうる事態をあらかじめ想定して法律文書を作成するので、仕事の進行が遅く、スピーディな対応ができない」、とのコメントを紹介する。

るからであり、その双方の実務を知ることで知識の幅を広げられると考えるからである。

一般に日米の契約の相違点としてはその条項の詳細さが挙げられる。その特徴として、日本の契約書は薄く、契約条項もシンプル。一方、米国の契約書は厚く、契約条項も詳細に記載されるという。その違いの本質は双方の契約がリスク管理とスピード(コスト管理)のどちらを重視しているかといえるのではないであろうか<sup>17</sup>。結論として日本では将来のリスク管理よりもスピード重視であり、一方米国ではスピードよりも将来のリスク管理が重視されるということである。その理由は主として次の点にあるといえる。

【日本:スピード重視の理由】

・基本的に契約の相手は長年の信頼関係のある相手だけ(例、系列企業)。将来の問題が生じて話し合いで解決できるため、取引コストの増加は望まれない

・裁判所も、リスクの負担については、一方の主張だけを認めるのではなく、業界の常識を考慮した中立的な判断をする

【米国:リスク管理重視の理由】

・系列企業外ともビジネスを行う(多様な文化をもつ企業間のビジネスが発達)、その一方、相互の信頼がない以上リスク回避に慎重な姿勢を持つ<sup>18</sup>。

・いったんトラブルになるとその訴訟コストは非常に大きい。契約のコストが増えたとしても、リスク管理を優先する。

・裁判所も、一旦訴訟になると、一方の言い分を採用し、All or Nothing 的な判決をする<sup>19</sup>。よって、裁判での敗訴のダメージは大きい。

※ その他、法体系の違いを指摘する意見もある<sup>20</sup>。日本は大陸法を根拠とし民法などに契約の定めが明記されている場合が多い。そのため、法律に定めがあることについてはあえて契約に明記する必要はないといえる。一方、判例法では過去に蓄積された判決がある場合であっても、その事例がそのまま適用される確証は条文より不明確といえるであろう。そのため、米国では確認の意味で契約書に多くを明記する実務が定着したという。

※ なお、米国でもリスクの少ない物質移転の案件については MTA を結ばない、電子化した MTA を用いるなど、コスト管理を重視した実例を塚本が紹介している(本年度行われた同プログラムの MTA

---

<sup>17</sup> 村上政博、浅見節子 『特許・ライセンスの日米比較』 弘文堂 (2004) page 163

村上は、日本の契約の特徴として、契約条項が大まかに表現される点を指摘し、その理由として日本では系列関係など継続的取引関係が存在する上での契約関係であるとする。継続的取引関係がある上での契約であれば問題があっても交渉で解決できる場合が多いと考えられ、日本の契約実務が取引コストを抑えることを重視する理由といえるであろう。

<sup>18</sup> 米国研修で交渉を専門とする弁護士に伺った話として「米国でも、長年の信用ある会社間ではその契約書は一般的な契約書面にくらべてシンプルになる傾向がある」ということである。信頼ある間であれば米国であってもスピード/コスト管理を優先するという実例であろう。

<sup>19</sup> 樋口範雄 『アメリカ契約法』 弘文堂 (1994) pages 13-14

樋口は米国における裁判の傾向として「いったんリスクが現実化した場合、一方の当事者のみが 100 パーセント、リスクを負担する場合が多い」点を指摘する。

<sup>20</sup> 長谷川俊明 『英文契約 100Q&A』 商事法務研究会 (2000) page 25

編を参照のこと)。これなどは、リスクとコストとのバランスを考慮した上で出来上がった効率的な実務スタイルといえるであろう。

日米の契約のスタイルはコスト管理とスピードの面で対極に位置するといえる。理由については上述のとおり様々であるものの、結論として双方の契約スタイルはリスクと取引コストのバランスを考慮した上で極めて合理的に設計されているといえるであろう。そこで双方の契約スタイルを勉強することにより、様々な契約に対して柔軟に対応できるようになることを期待する。

### 3.3. 多様な技術移転の形態

今後の技術移転としては様々な連携が考えられる。共同研究一つにしても、長年の付き合いのある大企業と新規ベンチャーとの契約では同じ契約書面が望ましいとはいえない。実際に、権利の帰属関係に慎重であるとするベンチャー企業などは共同研究の成果物の扱いについて様々な要求があるものと思われる。また、日常的に執り行われる MTA において、毎回その契約内容をチェックするといったことでは実務的に合理的とは思えない。最適な雛形を作成し、その使用が望ましい場合である。

今後の多様な企業からの要望に柔軟に対応するために、技術移転を扱う人材にはスピードが要求される簡易な契約からリスク回避が重要となる詳細な契約まで、柔軟に対応できるスキルが必要といえる。研修生にはそれらの柔軟性を身に付けてもらうことを期待した。

※ 大学における日常の契約業務では、雛形を利用することがほとんどであり、自分達で雛形を修正することに民間企業よりも抵抗感があるように感じられた。雛形を利用するメリットはもちろんあるものの、必要と思える場合には積極的な修正を行える自信を身につけてもらいたい。そのために必要なことは法務に対する正確な知識であろう。この研修がそのきっかけとなることを祈る。

### 3.4. NAIST の産官学連携ポリシー

NAIST の産官学連携ポリシーとして、海外機関との連携推進との視点がある<sup>21</sup>。このポリシーのもと NAIST の技術移転においても、技術移転先を特に国内に限定していない。その理由として、i) 技術が先端となればなるほど、その技術を適切に理解し活用できる企業は少なくなり、国内に限定しては適切な移転先が見つからないおそれがあること、ii) 世界からフィードバックが得られる研究環境を整備することで、研究者により刺激を与え、長期的な視点で技術開発、また、地域貢献に繋がると考えていることなどが挙げられる<sup>22</sup>。この視点から、技術移転の人材育成として

<sup>21</sup> NAIST 産官学連携ポリシーWEB : [http://ipw.naist.jp/chizai/sankan\\_kisoku/02.html](http://ipw.naist.jp/chizai/sankan_kisoku/02.html)

「本学理念（国際社会で指導的な役割を果たす研究者の育成）に基づき、海外の企業、大学、公的機関等の海外機関との連携・国際交流を積極的に展開する。」

<sup>22</sup> 奈良先端科学技術大学院大学 『平成 18 年度 技術移転人材育成プログラム 研究調査報告書』 pages 8-10 海外への技術移転に対する方針として「国境を越えた産官学連携がもっともっと起こってくるべき」との松田岩夫参議院議員のコメントを紹介する（松田岩夫 『めざせ・イノベート・ニッポン』からの引用）。

は、国内の契約実務だけでなく、海外の契約をその課題に含めることとした。

#### 【対極のステーキの話(対極を知る重要性)】

永六輔氏が、放送作家になりたてのころ、先輩からステーキを二回ご馳走になったという。一回目は TV 局の社員食堂のステーキ。ありきたりのステーキで、最初はどのようにしてこんなところでご馳走してくれるのか? と不思議に思ったという。二回目は、繁華街の最高級のお店。味も雰囲気も最高であったという。二回目のご馳走の後、先輩は次のコメントを永氏に送ったという、「これで、君は、東京で最高のステーキと最低のステーキの両方を知っている。だから、今後どんなステーキを食べたとしても、その味を評価できる」。

事の程度を知るためには、その限界を知っておくことの重要性を説いてくれたのであろう。ステーキの評価とは違うものの、法律の実務でも同じといえるのではないであろうか(少なくとも吉田は同じと信じている)。双方の信頼を重視し、極めて簡略な契約書面を利用してきた日本の実務が一端であるならば、リスク回避に極めて神経質で詳細な条項を求めるアメリカの契約実務は、その対極にあるといえるであろう。今回、日本の契約だけでなくアメリカ契約を対象としたのは、日本と対極ある英文契約を学ぶ機会を与えることで、リスク管理とスピード(コスト管理)のバランス感覚を身に付けてもらうためである。

#### 4. 課題の設定(ソフトウェア契約、著作権)

今年の研修では、契約の課題としてソフトウェア契約を選択した。その理由は次の通りである。

##### 4.1. 客体の特殊性

ソフトウェア(コンピュータ・プログラム)はデジタルデータとして構成されるため、技術移転の対象もデジタルデータが譲渡される場合が多い。そのため、その改変、再配布が他の技術移転と比較して極めて容易といった特殊性がある。例えば、細胞を提供する場合、その増殖などは可能であったとしてもそのコストはデジタルデータの再配布とは比較できないほど大きい。また、品質保証といった点でも、デジタルデータのコピーは容易である。契約に際しては、この客体の特殊性を十分に理解する必要がある。具体的には、コピーが許される範囲や使用条件などである。また、ソースコードを提供した場合にはその変更できる範囲などである。一旦無秩序に拡散してしまったプログラムをその後管理することは著しく困難である。

また、ソフトウェアは特許と著作権の双方で保護される可能性があり、ソフトウェア契約においてもそれらを調整する必要がある。更に、著作権では譲渡できない人格権<sup>23</sup>が存在する。実務を行う際には、ソフトウェアに関する法律を理解することが必要といえるであろう。

##### 4.2. 技術開発の複雑化

技術が多様化、専門化している状況において、ソフトウェアの開発スタイルも大規模にな

<sup>23</sup> 著作者人格権：著作権法 18 条（公表権）、19 条（氏名表示権）、20 条（同一性保持権）

ってきている。現在では、一研究者が単独でソフトウェアを作成するスタイルよりも、様々な専門化が集まって大きなソフトウェアやデータベースを構築することが多くなってきたといえる。ソフトウェアの開発スタイルで注目すべきは、オープンソースといった知的所有権の取得を前提としないスタイルの技術開発の社会的動きであろう<sup>24</sup>。その代表例としては、オープンソースの条件のもとで開発された Linux や Apache など商業的に成功しているソフトウェアが挙げられる。現在のソフトウェア開発においてどのようなスタイルで研究開発を行うのかは、ソフトウェアの開発において重要になってきたと指摘される<sup>25</sup>。もちろん、その決定権は研究者にあるものの、技術移転の実務者としては、少なくともその双方の違いを説明し、それぞれの利点と欠点を提供できる知識を備えていることが必要であろう。

#### 4.3. 実務における必要性

NAIST の三つの研究科の一つは情報科学研究科であり、そこでは日々新しいソフトウェア、データベースが開発されている。これまでも情報科学研究科から多くのソフトウェアを提供している。その際に利用されるのは著作権を中心とするソフトウェアのライセンス契約である。契約の課題にソフトウェア契約を選定したのは、NAIST の実務において必要とされている知識だからである。

なお、一般に、大学の著作権管理規則についてはあいまいな点が多いと専門家が指摘する<sup>26</sup>。ソフトウェアは多くの場合著作物として取り扱われるため、その契約の勉強には著作権法の知識が必須となる。ソフトウェア契約を通じて著作権法を学び、その効果として著作物管理についても理解を高めてもらえることを期待する。

#### 5. まとめ(研修生への期待)

以上の説明した理由から今年の研修テーマには英文ソフトウェア契約とした。研修生に期待する点は次の点である。

- ・契約の勉強からは、契約法務の基礎知識に加え、長期的視点に基づく双方の満足度の高い契約の重要性を理解してもらいたい。

- ・英文契約からは、日本の実務と対極ある米国契約を知ること、コスト管理とスピードとのバランス感覚を身に付けてもらいたい。

- ・ソフトウェア契約からは、デジタルデータを客体とするソフトウェア契約の特殊性のほか、現在の社会において大きな潮流となっているオープンソースといった社会現象に興味をもってもらいたい。

以上が研修を企画した意図である。研修生は日常の業務があるため米国研修を除き、ま

---

<sup>24</sup> 平嶋竜太 「オープンソース・モデルと知的財産法」 『先端科学技術と知的財産権』 社団法人発明協会 (2001) pages 59-108

<sup>25</sup> 高橋伸夫等 『ライセンス戦略』 夕斐閣 (2007) page 2

<sup>26</sup> 市毛由美子 「あいまいな規定多い大学の著作物管理規定」 『産官学連携ジャーナル』 Vol.4、No.1、2008、pages 41-44

とまった時間を確保することはできなかつたはずである。昼食時間や勤務後に勉強を継続していた研修生が半年間にどれだけの知識を身につけたのか？ 興味ある方は各自の報告を是非ご参照いただきたい。

## 第2章 人材育成プログラムの概要

担当 矢倉 徹

### 1. 本学におけるこれまでのプログラム

本学は、平成3年の開学当初から社会に開かれた大学として、積極的に産学連携を推し進めてきており、全国トップレベルのライセンス収入をあげるなど様々な成果<sup>27</sup>を生み出している。この産学連携を推し進めるに当たり、平成16年には産官学連携推進本部を設置し、組織的な技術移転を行っており、また、その人材は、主に企業の知財部経験者や弁理士など、技術移転において経験豊かな専門家が中心となっている。しかし、この外部人材中心の体制は、「イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて（審議のまとめ）」<sup>28</sup>においても問題視されており、内部人材の早急な育成、特に国際的に通用する知財人材の育成が求められているところである。

本学は、この問題に対し、将来の産学連携を担う人材育成のための学内プログラムを3年前より実施し、成果をあげてきている。この学内プログラムは、「技術移転人材育成プログラム」として毎年度行われているものであり、今年度で3回目<sup>29</sup>となる。本学のプログラムの大きな特徴としては、主に事務職員を対象としていることと、講義形式だけでなく、実体験を重んじた研修計画になっていることである。

例えば、初年度は学生と事務職員とでチームを4つ作り、チーム同士で競い合いながら実際に本学の技術の売り込みを行った。それぞれのチームで知恵を絞った結果、それぞれが別々の視点で売り込み先企業を選別し、別々の謳い文句で売り込みを行うこととなった。このように実習形式で研修を行うことにより、一方的に教えるという研修方法ではなしえなかった結果・成果が生まれている。

また、昨年度は、事務職員が日本及び米国での特許の技術移転について学び、それぞれが一つ興味のあるテーマを絞ってそれについて学習を進めた。学習を進める中で出てきた質問は、米国の特許事務所で質疑応答を行ってきた。この間わずか3ヶ月である。技術移転について素人であった事務職員が、この僅かな期間で、英語で、しかも米国弁護士に質疑応答を行ったことは、研修生の努力も大きいですが、この研修方法が効率的・効果的であったことの裏付けにもなっている。

プログラム終了後には、研修生から「これまで無関心だった知的財産関係のニュースを面白く読めるようになった。」との感想や、研修後に技術移転の実務に携わることとなった研修生から

<sup>27</sup> 成果はNAIST ホームページで紹介している。

[http://www.naist.jp/index\\_j.html](http://www.naist.jp/index_j.html)

<http://www.naist.jp/admission/youkou/daigakuin.pdf>

<sup>28</sup> 科学技術・学術審議会、技術・研究基盤部会、産学官連携推進委員会 「イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて（審議のまとめ）」平成19年8月31日より。「大学等において知的財産活動に専任する人材の約8割は外部人材（企業OB等）であり、学内で育成された人材は約2割に過ぎない。また、知的財産本部の人材に占める知的財産活動専任人材の割合も平均36%と低い状況にある。」としている。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/09/07090699.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/09/07090699.htm)

<sup>29</sup> 4年前にも、本プログラムの前身として、学内者・外部者を対象としたe-learning形式の人材育成プログラム、「技術移転専門家養成プログラム」を行っている。



は、「技術移転の全体像が理解できていたため、当初からスムーズに業務に取り組めた。」との報告も寄せられている。

## 2. 研修方法論

大学における技術移転人材育成プログラムとしてどのような方法がよいかは、これまで試行錯誤しながら研修を行ってきた中で、ある程度方向性が見えてきた。本学のこの研修方法論は、産学官連携ジャーナルにおいて NAIST メソッドとして講師の吉田哲氏が紹介<sup>30,31</sup>をしているので参考にされたい。

### 2.1. 本人が意欲を持って学ぶ

研修において最も大事なことは、「いかに講師がうまく教えるか」ではなく「いかに本人が意欲をもって学ぶか」である<sup>32</sup>。このことを示す図として、ラーニング・ピラミッドが知られている(下図参照)。これは、受身的な研修方法である講義や教科書の朗読などよりも<sup>33</sup>、実際に研修生が議論し合い、実践し、教えることの方が、記憶の保持率、つまり研修の成果として優れていることを示す図である。よって、効率的な研修としては、講義形式だけではなく、議論でき、また教えあえる環境をどれだけつくるかということが一つのポイントとなるだろう。

また、この図から読み取れることは、下へ行けば行くほど、研修生にとって負荷が掛かるということである。つまり講義に出席するだけと、何も知らない人が理解できるよう教えるのとでは、後者の方が準備や事前学習のため、負担が大きくなる。逆に言えば、負担・負荷が大きい方が、研修の効果が高いという、ある意味筋肉トレーニングなどと同じような理論である。だからといって、負荷をどんどん増やせば良いかというと、それはそれで研修生が意欲的に学習を行う気力を削ぐ結果となり、最終的にはマイナスになるであろう。よって、負担の掛かる環境を与えるだけでなく、研修生のモチベーションを高めるような何らかの手当も、この実践を重視する研修方法には重要である。

---

<sup>30</sup> 吉田哲、久保浩三 「技術移転人材育成プログラムにおける NAIST メソッドの一例 (指導側の留意事項の紹介)」 『産学官連携ジャーナル』 2007年11月号

<http://sangakukan.jp/journal/main/200711/pdf/0711-05.pdf>

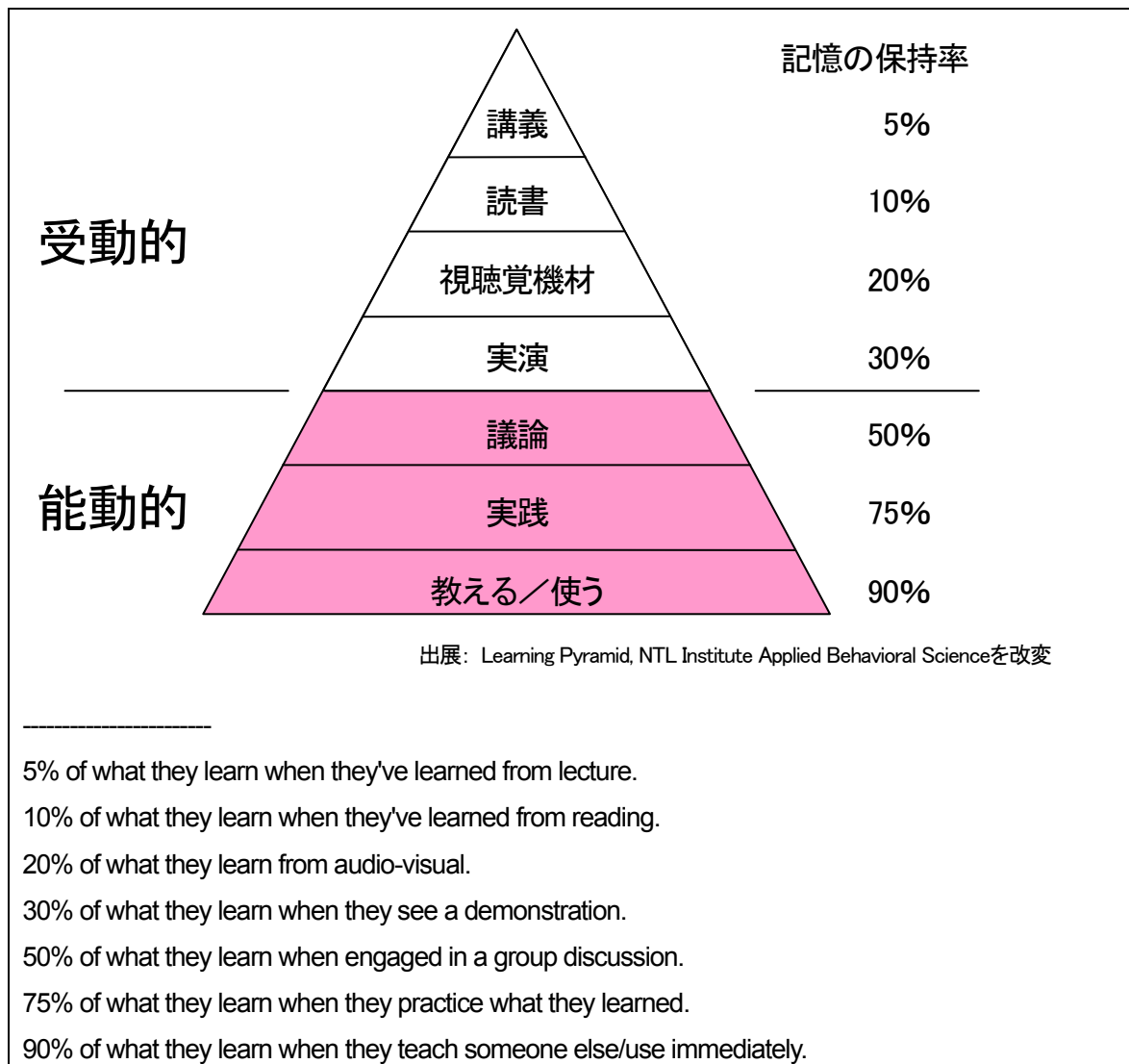
<sup>31</sup> 吉田 哲、久保 浩三 「アクティブ・ラーニングによる技術移転人材育成－奈良先端科学技術大学院大学の取り組み－」 日経 BP 知財 Awareness

<http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/etc/20080222.html>

<sup>32</sup> 按田光久の「知的財産関連人材育成のあり方に関する調査研究」においても、本人が学ぶことが重要であるとしている。

<sup>33</sup> 講義の5ヶ月後に講義内容を質問した実験では、講義で扱ったテーマやその意味を説明できたのは僅か2.1%であったという報告がある。

<http://www.crest.sist.chukyo-u.ac.jp/bunken/download/050721cogsci.pdf>



## 2.2. モチベーションを上げる1 -各論から総論へ-

研修生のモチベーションを上げる方法の一つとして、「各論から総論へ」という流れの学習方法を取っている。これは、できるだけ具体例に基づいた課題から学習を行い、その具体例に沿った知識を少しずつ積み上げていき、最終的に総論的な制度や法律などを理解していくという方法である。

制度や法律はどうしても初学者にとってはなじみにくい。とくに法律には、法律的な言い回しやその難解な解釈など、独特の世界観がある。必ず理解しなければならない法律であると説明しても、まずなぜそれが必要かを実感できない場合は、理解も遅れ、モチベーションも上がらないだろう。そこで、まず具体的な事例、例えばDVDの海賊版が出回っている問題点など、から知識を広げていくという方法が、モチベーションを下げない・維持するコツだと考える。

今回の研修では、講師である吉田哲氏が最初に行ったオープニングセッションの中で、以下のような課題を研修生に与え、それを研修生が議論し合った。

【例1：井戸水の分配の契約】

1900年、A氏とB氏はお隣同士、A氏の家には井戸あり。B氏の家には井戸なし。

B氏は自分で井戸を掘る代わりにA氏の井戸を使わせてもらうことに。その際の契約書は次の通り。

- ① A氏はB氏に10年間、井戸の水を供給する。
- ② B氏はA氏にその対価として毎月鶏5羽を贈る。
- ③ B氏は井戸の維持費を半分負担する。
- ④ 10年後、B氏は本契約を更新するか否かの選択権を有する。

あなたがA氏の弁護士だったとして、どんなアドバイスをする？

この課題から、契約についての考え方について解説が行われた。導入として使われたこの課題は、契約の素人でも理解できる内容であり、ここから「契約とは」という総論的な内容へとつながることで、講義内容を具体例から常に考えることができ、理解が深まるとともに、研修生はモチベーションを維持して講義を受けることができた。恐らく、これを「契約とは、意志と意志との合致であり、民法の…」という解説から始めたのでは、研修生は前半でついていけなくなり、例え後半で具体例を示しても、その例の理解が深まらないと思われる。これは、人材育成プログラム全体としてとらえても同じことが言え、研修のスタート時に総論的なものを長時間詰め込んでも恐らく研修内容は身に付かないであろう。

### 2.3. モチベーションを上げる2 -興味のあるところから-

モチベーションを上げるもう一つの要素は、学習課題に対する興味である。よって、興味を持つような研修を行えばよいわけだが、もちろんのことながら興味は人によって千差万別であり、そう簡単にはいかない。そこで本プログラムでは、研修生ごとに興味をもてる部分から学習をしていく<sup>34</sup>という、興味を与えるのではなく、今ある興味を引き出すという方法がとられている。また、この方法では、はじめに興味を示した部分がすべてということはなく、学習を進めていく内に関連した題材にも興味を持つようになることから、少しずつ興味の幅が広がっていく。これにより、最終的にモチベーションを維持したまま全体が把握できるというわけである。この方法の弱点は、興味のある所は知識が深まるが、その興味の中心から離れるとモチベーションがなかなか上がらないため、全体像を把握するのに時間がかかる点である。これに関しては、研修生同士が互いの興味のある課題を教え合う体制を整えることで、互いに刺激し合い、補充し合うことにより解消できるであろう。また、この方法は、研修を運営する側のサポートの負担も大きくなる傾向があるが、継続的に研修を行うことでノウハウを蓄積したり、研修経験者が他の研修生をサポートすることで軽減されるだろう。

<sup>34</sup> 自己の欲求をどのように充足するかを自由に決定できている状態は、モチベーションが高くなるといわれている。中原 淳 編集 『企業内人材育成入門—人を育てる心理・教育学の基本理論を学ぶ』 ダイヤモンド社 (2006) page 121

## 2.4. モチベーションを上げる3 -学習責任-

モチベーションを上げるためには、各自に研修を受けるという責任をもってもらうことも重要である。ある程度、研修を行うことに対して強制をし、責任を果たさなければならないという環境にすることで、学習意欲を高めるというわけである。前述の2つのモチベーションを上げる手法を「飴」と例えると、こちらは「鞭」にあたるである。

そこで研修では、興味のある課題から学習を進めていくが、その課題に対して責任を持って学習し、それを発表し、疑問点をまとめ、米国で質問をし、その回答を報告書としてまとめる、という一連の流れを研修生ひとりひとりに行ってもらっている。これにより、例えば「米国で質問するために、あと1ヶ月でここまで勉強しなければならない。」、という責任感や「恥をかきたくない。」という気持ちなど、ある種の危機感からくる学習意欲が生まれるわけである。

また、この各々の課題設定は、「分からないところは他の人に聞けばいい。」、「米国に行って横ですわって聞いているだけでいい。」、という研修のフリーライドを防止する意味でも非常に効果的である。

この学習責任を持つという方法は、この研修の一番重要なポイントであり、研修生の意欲をかき立たせる上で最も効果的な方法であると考えている。逆に研修生にはプレッシャーになるため、過度な負荷とならないよう研修実施者は注意すべきである。

## 2.5. 教え合う体制

先に述べたように、例え各論から学習し始めたとしても、興味のある部分から課題を設定し、それを研修生同士で共有し合えれば、短時間で全体像を把握できる。そこで、研修生同士の密な関係を構築できるよう、グループミーティングを設定している。ここでは、各自が学んだことを発表し、それについて研修生同士で議論を行う。これにより、教える側も学習の穴を見つけることができ、さらに理解が深まると共に、聞く側も議論を通じて理解度が増すわけである<sup>35</sup>。また、課題が離れている場合、発表者に対して新鮮なコメントを行う可能性があり、これによりさらに相互理解の促進が期待できる<sup>36</sup>。さらに、前述のラーニング・ピラミッドから分かるように議論や教えることは記憶の定着率も良い。

このミーティングは多ければ多いほどより密な研修となるが、本業を持つ事務職員の研修であることから週1回、1時間から2時間程度が適切であろう。逆に、これより少ない場合、例えばメール等で情報を頻度に共有するとしても、研修の教え合う体制としての効果はかなり小さくなるように感じている。

これ以外に、当該プログラム経験者や既習者には、学んだ知識を活かし、初学者に対し

---

<sup>35</sup> これは「相互教授」と呼ばれ、標準的な理解達成度テストにおいても効果が認められている。前掲、『企業内人材育成入門—人を育てる心理・教育学の基本理論を学ぶ』 page 32

<sup>36</sup> これはお互いの知識をジグソーパズルのように組み合わせることで全体像を把握することから、「ジグソーメソッド」と呼ばれている。相互に持っている知識を共有しなければ全体像が分からないことから、教え合いを促すという効果もある。前掲、『企業内人材育成入門—人を育てる心理・教育学の基本理論を学ぶ』 page 33

て学習の進め方や内容についての指導・相談等を行うチューター制度を導入している。これにより、研修初心者でも円滑に研修に参加することができるとともに、教える側に立つものは教えることのノウハウを学ぶことが期待できる。また、同じ立場である研修生に情報を聞く方が、聞く側の敷居が低くなり、講師から一方的に指示されるより研修自体を円滑に進めることができるであろう。

### 第3章 人材育成プログラム 研修計画

担当 吉田 哲、矢倉 徹

#### 1. 研修概要

今年度は、昨年度に引き続き、事務職員に対して技術移転に関する基礎知識の習得を行った。昨年までは特許に係る日米での技術移転を中心に学習してきたが、今回は、プログラム著作権における日米での技術移転について専門的知識を学ぶこととした。これは、本学が行っている技術移転活動の中でも、特許に並ぶ重要な対象である<sup>37</sup>ことから研修テーマとして選択した。このプログラム著作権を通じて、基本的な技術移転の知識から、著作権法上の問題、ソフトウェアライセンス契約にいたるまでを広く学ぶこととした。その他選定理由の詳細については、第1章を参照のこと。

また、今回は、事務職員の業務に直結する「契約」について、特に重点的に学習することとした。昨年度までの研修では、例えば学生課の職員が知財評価について学ぶなど、業務とは少し関連が薄かったため、関連部署への異動後に成果を活かしたり、自己啓発を期待したりなど、研修生によっては間接的な効果しか得られなかった。そこで今回は、事務と関連性の高い契約を学ぶことで、研修の成果を日々の業務に直接活かし、研修の効果を実感してもらおうと共に、研修の学習意欲を高めてもらうこととした。また、これを足がかりに、知的財産全般について興味を持ってもらうことも考えている。

国際的な技術移転の実情を知る契機として、米国で契約及びプログラム著作権についての講義を受講させた。ここでは、主に米国で知的財産や契約を担当する弁護士に、日々の実務の経験談や実情等を交えながら講義を行ってもらうことで、教科書では学べない、よりリアルな技術移転の現状を知ってもらうこととした。また、この中には、米国特許事務所のオフィスの様子などを見学することで、実際のどのように仕事をしているのかを実感してもらうことも含まれている。

研修結果は、他の事務職員に還元すると共に、研修生の努力を学内的に評価してもらう機会として、本学事務職員を対象とした研修報告・評価会を設定した。いわゆる PCDA サイクルのC(チェック)機能を働かせることにより、研修生の取組結果を次の研修に生かせるようにするためである。また、研修生の積極的な取組が学内的にも認知されるよう、そして、その結果が研修生に良い形でフィードバックされる契機にもなると考える。その他事務職員に今後求められるであろう、情報を人に分かりやすくプレゼンテーションするという能力を身につける上でも、この研修報告・評価会は役立つであろう。

最後に研修結果は、すべて文章化するよう指示した。この文章化の徹底により、研修生間での情報共有を円滑にできることや、研修生が学んだことを各自整理できること、この整理によりさらに疑問や課題、興味ある点が見つかるといったプラスの効果が期待できること、今後のプログラム研修生に役立たせることなど、多数のメリットがある。また、情報を文章化して人にわかるように伝えるということは、プレゼンテーション能力同様、事務職員にとって基本的なスキルであり、若手職員にとっては良い経験になると考えられる。

---

<sup>37</sup> 本学のプログラム著作権のライセンス収入は、全体のライセンス等収入の1～2割を占めている。

## 2. 研修目的・期待される効果

冒頭で説明したように、研修目的及び研修生に期待される効果は次のとおりである。

- ・ 契約の学習からは、双方の満足度の高い契約の重要性を理解すること
- ・ 英文契約からは、リスク管理とコスト管理とのバランスの重要性を理解すること
- ・ ソフトウェア契約からは、客体の特殊性のほか、社会の動きに興味をもってもらふこと

その他の目的/期待される効果としては次の点が挙げられる。

### 1. 大学の社会的使命の理解

研修全体を通して、法務知識だけでなく、技術移転を行なう大学の使命についても理解してもらえよう期待した。その使命とは、新規技術を社会に提供することにより、社会の技術イノベーションに寄与することといえるであろう。研修生には、どのような技術移転を行なうことが社会貢献として必要なのか？ この点については研修全体を通じて考えてもらった。

### 2. 課題の共通性

今年は全研修生にプログラム著作権の技術移転に関する個別課題を設定した(各自の課題は 5.2 を参照)。各研修生は自分の課題について個別に学習するものの、少なくともソフトウェア契約という点で共通する。これにより、各自の得意とする課題については、相互に教えあう関係が期待される。たとえば、日米のライセンス契約の雛形比較を行なう研修生と独占禁止法を中心に学習する研修生であれば、日米の契約書において独占禁止法に関する条項ではどのような表現の違いがあるのか、また、その理由はなぜか、といった点である。

NAIST メソッドとして紹介するように、研修生同士が教えあう関係は人材育成のあり方として最も理想的な環境と考える<sup>38</sup>。その環境を作り出すために、まずメインテーマを設定し、各自の課題はそのテーマに関連する事柄を選らんでもらった。

### 3. コミュニケーション力の向上

研修生には、英語の資料の勉強だけでなく、米国研修を設けることで、英語でのコミュニケーション力の向上を期待した。具体的に、今年は契約法務を取り扱っている米国法律事務所やライセンス業務を行なっている民間機関を訪問し、技術移転についての講義及び質疑応答を経験してもらった。

海外への技術移転を行うにあたって、その言語は英語であると断言して間違いのないであろう。英語に自信のない日本人にあって克服すべき最初の課題は、日本人の特徴の一つといわれる「はじらい」であろう。特に、英語に自信のない研修生ほどこの傾向は大きく現れると予想できた。そこで、現地での情報収集を第一義としながらも、一方的に話を聞くだけでなく、個別の質問を義務づけることで積極的に話をする機会を設けた。

話をする時間は短くとも、少しでも会話が成立した経験は貴重な財産になると考える。研

<sup>38</sup> 前掲「技術移転人材育成プログラムにおける NAIST メソッドの一例 (指導側の留意事項の紹介)、pages17-18、吉田等は、実例から学習を開始するスタイルの効果として、研修生間の知識が関連する場合に相互に教えあう関係が形成されるとする。

修の目的の一つは英語のコミュニケーション力の向上であり、そのきっかけとして英会話の成功体験を期待した。

#### 4. 情報の出力／文章化

研修方法論(第2章、2節)で紹介したように、本研修では能動的な学習スタイルを採用している。実際には、研修生には情報の入力だけでなく、出力する機会を与えることである。この報告書作成は研修生に与えられたもっとも大きな課題といえる。その他、研修生には定期的に集まり、自分の課題について口頭で発表する機会も設定した。人前でのプレゼンテーションや報告書作成など情報の出力は研修生の負担が大きいものの、その課題をクリアすることにより研修生の知識レベルは効果的に飛躍するものと期待した。

さらに、情報出力の一形態として昨年のプログラムに続き、「情報の文章化」も研修生に徹底してもらった。その内容としては、プログラムの開始当初から自分が勉強した内容については箇条書きでもよいので文章として回覧するように促した点である。研修当初は文章化できる情報は少なく、また、文章化された情報も乱雑であったとしても、それが積み重なることで最終的には非常に大きな情報を報告できるようになると期待した。また、各自のプレゼンテーションは時間が限られていることから、文章化した情報の回覧により、他の研修生との情報共有が行なわれる点にも配慮した。

### 3. プログラム実施体制

本プログラムは、国内での基礎学習、米国研修の準備、米国での講義・質疑応答、研修報告・評価会、報告書作成の順で行った。主に、国内での基礎学習及び米国での講義のステージにおいて、以下に示す講師陣により研修を進めた。

#### 3.1. 講師紹介(国内)

##### 久保浩三 (総合監督)

- ・ (元)大阪府立産業技術総合研究所、(財)大阪府研究開発型企業振興財団
- ・ (元)大阪府立特許情報センター(特情C)
- ・ 弁理士試験合格以来、大阪府研究所において、技術移転業務に従事
- ・ 1995年大阪府のライセンス収入を全国都道府県一とする(大阪府の聞き取り調査)
- ・ 2001年同分野で第2位(知的財産戦略と地域再生調査報告書、日本経済新聞社)
- ・ 特情Cにおいて、特許流通事業、大阪府の特許管理に従事
- ・ 2003年10月より、NAIST 知的財産本部マネージャーに就任
- ・ 2007年1月より、NAIST 知的財産本部長に就任
- ・ 著書： 図解 公開特許活用法 (日刊工業新聞社、1999年)

##### 吉田 哲 (プログラムの運営、報告書の作成など)

- ・ (元) ミズノ株式会社 技術開発部／知的財産本部
- ・ 1999年－2003年 国内法律特許事務所勤務
- ・ 2003年－(現在) 奈良先端科学技術大学院大学、知的財産本部(現在は客員准教授)



- ・ 2004年－2005年 米国 Greemblum & Bernstein P.L.C.勤務
- ・ 2007年－（現在）米国 Posz Law Group 勤務
- ・ 日米の特許事務所において、発明の権利化業務を経験。権利化業務の他、国内での特許訴訟・和解交渉などの経験に基づき、企業の知財コンサルタントを行なう。
- ・ 共著：『特許・知的財産 Q&A 500』（経済産業調査会 2001年）
- ・ 日経 BP 知財 Awareness : 米国 CAFC、被告保護の視点で特許の故意侵害基準を厳格化<sup>39</sup> 他6件<sup>40</sup>
- ・ Right Now2007年2月号: 知財の論点最先端、太平洋を挟んだ双方の言い分～、他<sup>41,42</sup>
- ・ 知財管理 2007年9月号: 米国実務効率化の障害とその対策 (Vol.57、No.9、pages 1445-1452)
- ・ 産経新聞、朝刊、2007年11月19日: 「『知財立国』目指す日本は米国に学べ」
- ・ パテント 2007年11月号: 米国進歩性判断に対する KSR 判決の影響と進歩性主張の留意事項 (Vol.60、No.11、Pages1-10、2007.11)<sup>43</sup>
- ・ 産官学連携ジャーナル 2007年11月号: 「奈良先端科学技術大学院大学が米国で職員の技術移転研修同一テーマの講義を繰り返し理解深める」(Vol.4、No.1、2008、pages 20-22)<sup>44</sup>、2007年11月号: 「技術移転人材育成プログラムにおける NAIST メソッドの一例」(Vol.3、No.11、2007、pages 16-18)<sup>45</sup>
- ・ Innovation 沖縄 2006、基調講演『ベンチャーのための知財戦略(オープン化)<sup>46</sup>

### 3.2. 講師紹介(米国)

米国での講義は、POSZ LAW GROUP, PLC、Hunton & Williams LLP、Bell, Boyd & Lloyd LLP の3カ所で行った。Posz 事務所と Bell&Boyd 事務所は知的財産を専門する法律事務所、Hunton & Williams 事務所は知財の専門部をもつ総合法律事務所である。

#### 3.2.1. POSZ LAW GROUP, PLC

---

## POSZ LAW GROUP, PLC

---

Posz Law Groupは、企業のみならず個人の顧客に対して知的財産に関する幅広いサービスを提供している。主な知財分野は特許、商標、著作権である。また、世界中の海外顧客との関係を長年にわたり構築してきたことにより、知的財産について、Global Basis（世界基準）の保護を提供している。

<sup>39</sup> <http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/etc/20070914.html>

<sup>40</sup> 米国特許法改正に対する業界の動向、米国特許法における「先使用权」と権利強化の方向性、米国特許の「進歩性」審査基準は厳格化の方向へ、米最高裁が特許の有効性の基準に新たな指針を示す～KSR 判決が与える社会への影響、日本企業の取るべき道を分析～、Seagate 判決が示す故意侵害の認定基準と日本企業の対策（1）

<sup>41</sup> [http://rightnow.zeikei.jp/Articles/RNFocus\\_vol22.htm](http://rightnow.zeikei.jp/Articles/RNFocus_vol22.htm)

<sup>42</sup> [http://rightnow.zeikei.jp/Articles/features\\_vol21-1.htm](http://rightnow.zeikei.jp/Articles/features_vol21-1.htm)

<sup>43</sup> [http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200711/jpaapatent200711\\_001-010.pdf](http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200711/jpaapatent200711_001-010.pdf)

<sup>44</sup> <http://sangakukan.jp/journal/main/200801/pdf/0801-02-7.pdf>

<sup>45</sup> <http://sangakukan.jp/journal/main/200711/pdf/0711-05.pdf>

<sup>46</sup> <http://www.okinawa-tlo.com/event/Yoshida.pdf>

Posz Law Group における特許弁護士は、様々な技術分野のバックグラウンドを備えており、ほぼすべての技術分野についてのサービスを提供している。その分野としては、機械、電気、化学、コンピュータ(ソフトウェア&ハードウェア)、バイオテクノロジーである。特許権の取得と行使(procurement and enforcement)の双方関し、国内外の顧客に法務相談を提供しており、その中には、PCT 出願により認められる特許権についてのサービスが含まれる。知的財産業務として、次のサービスを提供している。

<主要業務リスト>

- ・ 米国特許庁への権利化業務(国内出願、パリ優先権出願、及び、PCT 出願)
- ・ 特許の有効性及び侵害についての Expert Opinions (鑑定)
- ・ 特許ライセンスに関する契約書
- ・ 先発明に関する争いについての相談
- ・ 米国税関における侵害品の差押さえ(その執行手続)

Posz Law Group の特許弁護士は、個々の専門実務分野において、豊富な知識と経験を有しており、それらは、有名法律事務所や、企業内弁護士、または、US 特許庁での審査官の経験などを経て培ったものである。

The followings are all instructors of Posz Law Group, PLG.

The details of each instructor are available at <http://www.poszlaw.com/people.html>

Managers of this Program in the US

**David G. Posz**



- ・ Organize the entire program
- ・ Instructions for the program
- ・ Attend for NIST visit

David G. Posz is the founder and managing member of the firm. Mr. Posz's experience in the area of intellectual property law, as well as his knowledge of both U.S. and foreign patent laws, enable him to provide invaluable services and advice to his clients regarding strategies for protecting and leveraging their intellectual property.

- ・ 「米国進歩性判断に対するKSR判決の影響、進歩性主張の留意事項」『パテント』 Vol. 60、No. 11、2007<sup>47</sup>
- ・ 「米国実務効率化の障害とその対策」『知財管理』 Vol.57、No.9、pages 1445-1452
- ・ 「Seagate 判決が示す故意侵害の認定基準と日本企業の対策」日経 BP 知財 Awareness、2008 年1月<sup>48</sup>
- ・ 知的財産分野でのキーパーソンに選ばれる。雑誌 Right Now(2007 年 6 月)

Lecturer

**Cynthia Nicholson**

Ms. Nicholson's technical specialties include digital

<sup>47</sup> [http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200711/jpaapatent200711\\_001-010.pdf](http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200711/jpaapatent200711_001-010.pdf)

<sup>48</sup> <http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/etc/yd20080116.html>

 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Hidden Risks</li> <li>▪ Tricky Words in Contracts</li> <li>▪ Typical Issues of Academia</li> </ul>	<p>technologies, software, semiconductor, electronic arts, and telecommunications technologies. Her trademark experience includes clearance of trademarks, filing and prosecuting trademark applications in the U.S. and internationally. Ms. Nicholson previously was a partner at Piper Marbury Rudnick &amp; Wolfe, a junior partner at Hale and Dorr, and an associate at Foley &amp; Lardner.</p>
<p><b>Kerry Culpepper</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Type of Licensing</li> <li>▪ Basics of Licensing</li> </ul>	<p>Kerry Culpepper is a partner with Posz Law Group. He has worked directly with Posz Law Group since 2001, with the exception of a three year period in which he worked directly for one of our largest clients in Japan. His technical areas of expertise include wireless communication, superconductors, semiconductors, microprocessors and Internet security.</p>

3.2.2. Hunton & Williams LLP



Hunton & Williams Overview

At Hunton & Williams LLP, we provide our clients with experience and advice in virtually every discipline of the law. We coordinate multifaceted teams in negotiation, dispute resolution and transactions for the protection of your interests. With lawyers in the United States, Europe and Asia, and extensive practices in Africa and South America, we can respond knowledgeably, effectively and quickly, whether the issue is local, regional, national or international.

Our lawyers speak more than a dozen languages and are familiar with international business customs. Our awareness of and respect for cultural differences support our ability to manage the challenges of doing business in the global community.


Our clients can expect our lawyers to be responsive, attentive and flexible, and to communicate on a regular basis and in understandable terms. This approach manifests itself in many ways, from assuring that telephone calls are returned promptly to identifying cost savings that the client might not have previously

---

considered.

We come from nearly every state in America and many nations of the world. Within the firm are graduates of more than 65 law schools and more than 100 colleges and universities. Our diverse backgrounds are united by our commitment to provide clients with quality legal services.

Since our founding in 1901, we have prided ourselves on excellence and hard work. Our sense of achievement and our prosperity are inextricably linked with yours.

Lecturer	
<b>Tyler Maddy</b>  <ul style="list-style-type: none"><li>▪ Legal Agreement of Software</li><li>▪ Negotiation Tips</li></ul>	Practice focuses on various aspects of intellectual property law, including drafting and negotiating license agreements, patent litigation, intellectual property due diligence investigations, opinions on patent validity, enforceability and infringement, interference proceedings, and patent procurement.

### 3.2.3. Bell, Boyd & Lloyd LLP

---



Bell, Boyd & Lloyd employs a simple but powerful philosophy to help clients grow and prosper. We provide exceptional service for clients by using innovative legal strategies and sound legal judgment to achieve creative and cost-effective solutions. We build collaborative relationships with each client that focus on their goals.

We work with businesses of all sizes in the manufacturing, financial services and technology industries, service firms, government bodies, tax-exempt organizations and individuals. Our clients count on Bell, Boyd & Lloyd to help them through the most complicated legal challenges, as well as the day-to-day responsibilities of running a business.

Our clients know that whatever their legal needs may be, they have access to experienced and dedicated counsel at Bell, Boyd & Lloyd. Most importantly, our clients know our attorneys will work diligently to produce successful results while forming lasting relationships that are as valuable as the advice they receive.

We invite you to learn more about the strength of our practice areas and professionals. Contact us to put Bell, Boyd & Lloyd to work for you.

Lecturer	
<b>Jeremy H. Gottschalk</b>	Jeremy H. Gottschalk is an associate in Bell, Boyd & Lloyd



LLP's Intellectual Property Department. Mr. Gottschalk focuses his practice on intellectual property transactions, counseling and litigation. Specifically, he represents clients ranging from entrepreneurs and start-up companies to national organizations with intellectual property development and protection and information technology transactions.

- Legal Agreement of Software
- open source licensing

#### 4. プログラム全体の工程・計画

プログラム全体はおよそ半年間で、そのうち米国研修は約1週間の短期集中型である。日本において自己学習及びグループミーティングを中心に学習を行い、米国において講義及び質疑応答を行った後、これらを研修報告・評価会においてプレゼンテーションするとともに、報告書としてまとめるという手順である。以下に、研修の全体スケジュール及び米国研修のスケジュールを示す。

##### 4.1. 国内研修の工程・計画

月	概要	詳細
7月	基礎学習 (事前予習)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 過去の技術移転人材育成プログラム報告書と、事前に選定した教科書となる書籍、例えばアメリカ大学技術移転入門(東海大学出版)などを、各研修生に配付し、学習を進めるとともに、興味のある点、疑問点を抽出してもらう。</li> </ul>
8月	基礎学習 (専門家の講義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ オープニングセミナーとして、吉田客員准教授による技術移転についての講義(2時間程度)と、各メンバーによる事前予習内容についてのプレゼンテーション(1人5分~10分程度)を行う。</li> <li>▪ 古谷国際特許事務所の弁理士によるプログラム著作権の講義を行う。</li> <li>▪ 各研修生の課題を決定する。</li> <li>▪ 週に1回、グループミーティングを実施する(報告書の書き方について、進捗状況報告、課題についての相談等)。</li> </ul>
9月	専門学習 (実地調査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 専門書による学習を行う。</li> <li>▪ 週に1回、グループミーティングを実施する(進捗状況報告、質問事項の検討等)。</li> <li>▪ 必要に応じて、専門家へのヒアリングを実施する。</li> <li>▪ 各種関連セミナーに参加する。</li> </ul>
10月	米国研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 週に1回、グループミーティングを実施する(進捗状況報告、質</li> </ul>

		<p>問事項の確定、渡米に関すること(旅程確定、チケット購入、宿泊予約等)等)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10月後半 1週間の米国研修を行う。</li> </ul>
11月	米国研修復習	<ul style="list-style-type: none"> <li>週に1回、グループミーティングを実施する(報告書の進捗状況報告、米国研修の総復習等)</li> </ul>
12月	研修報告・評価会	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修で学んだ知識を事務職員にフィードバックさせるための報告会及び研修結果を評価する評価会を研修生主導で実施する。研修生は、それぞれがパワーポイントを用いて一人5～10分程度成果を発表する。</li> </ul>
3月	報告書完成	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書を完成させる。</li> </ul>

#### 4.2. 米国研修の工程・計画

曜日	概要	詳細
土曜日	出国・入国	<ul style="list-style-type: none"> <li>関空発、ワシントン D.C.着</li> </ul>
日曜日	オープニングセッション オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国での生活面における注意事項の確認</li> <li>研修の趣旨説明、スケジュール紹介、日本での研修内容の報告、課題の共有</li> <li>ホストファームの弁護士との親睦 など</li> </ul>
月曜日	講義(POSZ 事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国に技術移転する際のベーシックな知識・注意点を学ぶため、ライセンスの種類や大学におけるライセンスに係る話題での講義を行う。</li> </ul>
火曜日	講義(POSZ 事務所) ミーティング(大手メーカー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国においてプログラム著作権をライセンスする際のベーシックな知識・注意点を学ぶため、ソフトウェアライセンスやフェアユースについての講義を行う。</li> <li>米国で交渉や契約を行っている担当者とミーティングを行い、ライセンスの実際等について話を伺う。</li> </ul>
水曜日	講義 (Hunton & Williams 事務所) 講義 (Bell, Boyd & Lloyd 事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国でライセンス交渉を専門としている弁護士に、ライセンス契約全般についての講義を2つの事務所で受けるとともに、各研修生の課題について質疑応答を行う。</li> </ul>
木曜日	外部機関訪問(バージニア大学TLO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>バージニア大学の技術移転機関である Patent Foundation を訪問し、米国でのソフトウェア技術移転の現状を調査する。</li> </ul>
金曜日	外部機関訪問 (BSA (Business Software Alliance))	<ul style="list-style-type: none"> <li>違法コピーや海賊版など著作権侵害を取り締まっている Business Software Alliance を訪問し、世界の著作権侵害の現状について調査する。</li> </ul>
土曜日	クロージングセッション	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国研修での成果や反省点、新たな課題等について議論し、</li> </ul>

		研修全体を総括する。
日曜日	出国	・ ワシントン D.C.発
月曜日	帰国	・ 関空着

#### 4.3. 研修先の選定理由

##### 【法律事務所】

研修先の選定理由としては、契約実務にすぐれた弁護士が存在することのほかタイプの異なる法律事務所を訪問することに配慮した。ホストファームとなった Posz 事務所は弁護士8名の小規模、Bell 事務所(DC 支店)は知財を専門とする特許弁護士 25 名程度、Hunton 事務所は全体で弁護士 1,000 名を超える世界的メガファームである。米国の法律事務所といっても、そのタイプにより事務所のロケーションや会議室の内装など様々なのである。もちろん、費用面も大きく異なっている。それぞれの事務所の特徴を理解してもらう視点で、タイプの異なる研修先を選択した。

##### 【大学 TLO 等】

大学の訪問先としては、バージニア大学の技術移転機関(The University of Virginia Patent Foundation)を選定した。理由としては、米国でも技術移転を特に重視している機関であり、その取組もビジネスモデルを取り入れたり、知的財産の創出からライセンスに係るフローを作成し、そのプロセスを明確にするなど、先進的に活動を行っているからである。

また、ソフトウェアに関する世界の現状を把握するという観点から、主にソフトウェアの違法コピーや海賊版などの世界の著作権侵害を一手に取り締まっている機関である Business Software Alliance(BSA)を訪問することとした。当該アライアンスは、世界 80 カ所以上の国や地域で政策提言、教育啓発、権利保護支援などの活動を行っており、今回訪問するワシントン D.C.にその本部がある。

#### 4.4. レクチャーにおける運営サイドの配慮事項

##### 法律事務所でのレクチャーについて(運営サイドの配慮事項)

今回の研修では限られた時間を最大限に利用するため、また、研修生の英語レベルを考慮し、次の点に配慮した。

##### ① メッセージは5つ(スライドは 15 枚)

各講師とも、こちら希望するテーマについて詳細なセミナーができるもののレクチャー時間と研修生の英語力を考えるとそのすべてを理解することは困難に思えた。そこで、各講師にはメッセージを5つに限定してもらい、そのメッセージについて説明してもらうようにした。また、ゆっくり話してもらうことと、適宜質疑応答を行うことを考慮し、60 分で 15 枚程度のスライドにしてもらうこととした。

##### ② 複数回の講義の実施

一週間の研修期間であるため、できるだけ多様な講義を受けるのが理想といえる。しかしながら、自分の経験として英語の講義は情報の定着率が極めて悪い。その場では理解できたつ

もりでも振り返ってみると何も記憶に残っていないといったことが多くあった。そこで、今回の研修では、知識の理解度を向上させる観点から、契約についての基本セミナーを終えた後は、同じ課題について異なる講師による複数のレクチャーを設定した。具体的には、「日本人が知るべきプログラム著作権のライセンス契約における注意点 Top5である。」

### ③ 復習の徹底

英語の聞き取りが難しいとの視点から、講義後、毎回、講義内容を確認する復習の時間を設定した。60分の講義であればそのすべての間、聞き続けるということは実際には難しい、自分の課題と重複する場合に緊張して聞いているものの、他人の課題については聞き落としている情報が多くあったようである。この復習により、聞き落としていた他人の課題についても知識を得ることができた様子である。また、効果的であったのは聞き取りについて「〇〇といった、いつてない」という意見の対立があったときである。そのような場合、講師が早口であったり、難しい用語を使った場合が多く、その聞き取りは難しい場合なのであるが、研修生は対立点を解消するために、そのポイントを放置することなくレコーダーを何度も聞いて、それらの対立点を一つずつ解決していた。これらの点は、全体で確認することにより得られた効果であろう。

### ④ 質問リストの事前送付

レクチャーを受けた後、すぐに質問をすることは難しいと予測される。また、レクチャーの準備段階において、各講師には研修生が本当に知りたいのか理解してもらうことが望ましいと考えた。そこで、研修生には事前に質問リストを作成してもらい、それを講師に送付しておくこととした。この質問表の事前送付のおかげで、レクチャーの途中に、それらの質問には適宜答えてもらえることがあった。また、研修生からの質問の意図も十分に理解してもらえた様子である。こちらの質問に対して的外れな回答というケースはあまり見られなかった。

## 5. 研修生紹介

今回、人材育成の対象として米国での研修を行った研修生は次の6名である。この中には、三期生と二期生が1名ずつ含まれるが、それ以外は今年はじめて技術移転学習に取り組む研修生である。

氏名	大学での専門分野	業務内容
1. 矢倉 徹 <sup>※*</sup>	博士課程: 医学系の大学院で再生医学 修士課程: 理学系の大学院で神経行動学の研究	知財の管理から契約にいたるまでの技術移転に係るサポート
2. 濱田 憲人 <sup>*</sup>	産業社会学	学術交流協定手続き、表敬訪問に関する業務
3. 大北 啓代 <sup>※*</sup>	人間生態学	大学職員の給与・手当・社会保険・税金等関係事務、旅費支給事務



4. 森下 麻理	工学部応用化学	各種会議に関する事務、中期目標、中期計画、年度計画に関する事務、学内規約の制定・改廃など。
5. 齊藤 信吾	経済学	科学研究費補助金の申請・受入・管理・執行業務。
6. 吉川 かおり	現代史	100万円以上の物品の調達

※ 矢倉は三期生、大北は二期生

☆ チーフ

\* グループリーダー

### 5.1. チューター制度

これまでのプロジェクトと異なる点としては、前年度研修生や既学習者が、その経験を生かし、新しい研修生に指導をしたり相談を受けたりする「チューター制度」をとったことが挙げられる。この学習支援方法により、より密で具体的・実質的なアドバイスが可能となった。また、チューターも指導等を通じて多くのことを学ぶことが期待できる。

三期生である矢倉がチーフを務め、報告書の課題配分調整、全体報告書の取りまとめ、プログラム進行の管理、研修の進め方や学習方法などの相談など、総括的な役割を担った。また、二期生である大北及び英語力の堪能な濱田にはリーダーを務めてもらい、課題配分の詳細調整、各課題の報告書作成における取りまとめ、学習相談などを行ってもらい、特に濱田には米国研修での指揮や各講義等での導入挨拶等の役割を与えた。

### 5.2. 研修生の課題

今回の研修では、各研修生にプログラム著作権の基礎学習を行ってもらった後、それぞれ自分の興味のある課題を探し出し、その課題について掘り下げていく手法をとった。これにより、より自分の業務や得意分野、興味に近い課題から学習を行うことができ、研修生のモチベーションを維持することができる。なお、課題決定においては、久保氏、吉田氏が大学として学習の必要な分野や事務職員として知っておくべき分野等を加味して、アドバイスをを行っている。以下に各研修生の課題及びその課題を選んだ理由を示す。

氏名	課題	課題を選んだ理由
矢倉	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国契約法の基礎</li> <li>準拠法、裁判外紛争解決手段</li> </ul>	これまでの研修で学んだ知識を一度俯瞰して学習したかった。また、契約は事後のもめ事を回避するためのものであるが、それでも解決しないとき、定めていないときどのような手続をすべきかが重要ではないかと考え、課題として設定した。
濱田	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライセンスにおいて争点となる契約条項</li> </ul>	現在の国際連携係の仕事である、海外教育機関との学術交流協定や教育プログラムなどについての契約を締結する

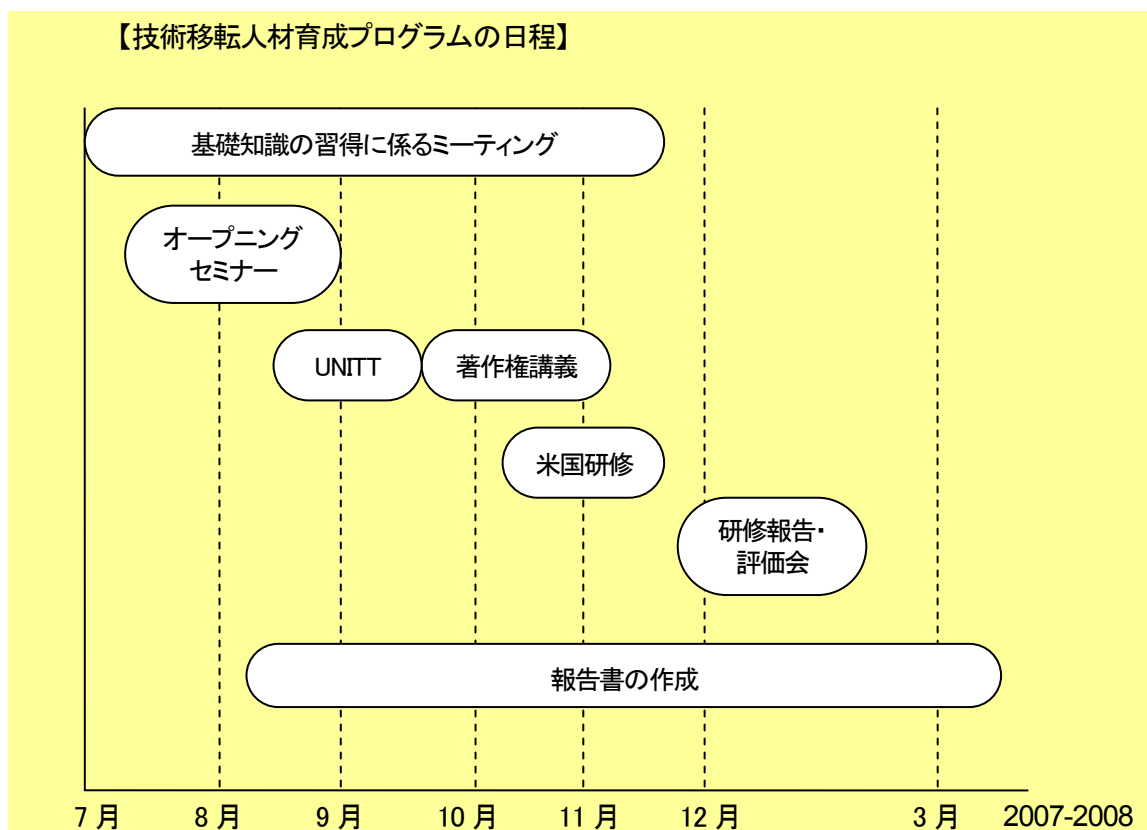
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライセンス交渉術</li> </ul>	<p>際の英文契約事務に役立てたいため。</p>
大北	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日米著作権法・条約</li> <li>・ 著作権登録制度</li> </ul>	<p>日米間でのライセンスを考える上で、ソフトウェア著作物がいかに著作権で保護されているかについて、日米の根拠法と条約を基礎知識として押さえることが重要だと考え、選択した。また、日米の著作権法の違いを学ぶにつれ、登録制度が日米間で非常に異なっていることを知り、自らの課題に設定した。</p>
森下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日米の大学におけるオープンソースの利用の現状</li> </ul>	<p>オープンソースについて、どのようなものなのか興味があった。また、研究者がライセンス契約やオープンソースについてどう思っているのか知りたかった。</p>
齊藤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二次的著作物の取扱い</li> <li>・ ライセンス契約における独占禁止法上の注意点</li> </ul>	<p>「二次的著作物」の創作は文化や産業の発展重要な役割を果たすと同時に、「原著作物」の持つ著作権の基本的権利を保護しなければならない。そこで、両者の性質の違いから生じる問題点について興味を持ち、整理していきたいと考えるに至った。</p> <p>大学で学んだ経済理論とは違う、法律面から「独占禁止法」についてアプローチし、著作権と独占禁止法の間関係を詳しく知りたいと考えるに至った。</p>
吉川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日米のライセンス契約書の雛形比較</li> </ul>	<p>業務上、物品や役務の契約を締結する上で雛形を用いるが、ライセンス契約の雛形はどんなものなのか興味があった。</p>

## 第4章 人材育成プログラム 研修結果

担当 吉田 哲、矢倉 徹

### 1. 研修実施結果

2007年プログラムの日程概要は次のとおりである。



以下、当該プログラムの詳細及び結果について時系列順に説明する。

#### 1.1. 基礎知識の習得

技術移転については4名が初学者であり、また、プログラム著作権については、研修生全員知識を持ち合わせてはいなかった。このため、まず本格的な研修を開始する前に、技術移転の基礎知識として、「産業財産権標準テキスト(流通編)(独立行政法人工業所有権情報・研修館)」及び「アメリカ大学技術移転入門(東海大学出版会)」について約2週間で目を通してもらい、既学習者には、「知って得するソフトウェア特許・著作権(アスキー)」や「日米著作権ビジネスハンドブック(商事法務)」などを読み始めるよう指導した。しかし、ここでいきなり教科書からはいと、学習のモチベーションが下がる可能性があるため、ランチミーティングを行い、身近な著作権についての話題を提供するよう努めた。例えば、コココーラのノウハウがどのように保持されているかやミッキーマウスの著作権の存続期間がどのようにになっているかなどである。また、この話題提供については、プログラム経験者の研修生に行ってもらったことで、教える立場としての学習の機会にもなった。

また、著作権に係る興味のあるニュースや、日々の業務内容を加味しながら、今回の研修で学びたいことを各自で考えてもらった。最終的には報告書を各自で書いてもらうという、明確な

学習責任を伝えてあったため、それぞれが課題について真剣に考え、課題を見つけてきた。最終的に運営側が学習課題案を提示する必要がなく、一部方向修正だけ行うことになったが、これは学習責任を持って研修を行うことによるモチベーションを高める効果が表れた場面であろう。

## 1.2. オープニングセミナー

オープニングセミナーでは、吉田哲氏による技術移転全般についての講義と契約全般についての講義を行った。ここでは、研修の目的、方法、今年の研修の課題等についてなど研修の導入についての説明が行われた後、なぜ契約が必要か、そもそも契約とは何か、など基本的な契約についての説明も行われた。しかし、講義は契約についての一方的な知識教授となったわけではない。事前に契約の事例を示し、それに関連した先に課題を与えておくことで、講義中でも常にいろいろ思考を巡らせるように設定し、契約自体に興味を持ってもらえるよう工夫している。与えた課題については、「第2章の人材育成プログラムの概要」で言及してある。

また、プログラム著作権とは直接は異なるが、研究試料提供契約における諸問題についての講義も行った。これを聴講することで、契約全般に係る問題として、著作権の契約を見ていただけでは得られない俯瞰的な知見を得ることができたであろう。この講義の内容については、本年度行われた同プログラムの MTA 編を参照されたい。

さらに、講義形式だけでなく、研修生による発表(一人5~10分程度)も行われた。内容は、研修の事前学習の2週間で学んだこと、およびその中で興味を持った事項についてである。これにより、課題を明確にするとともに、運営側である久保氏、吉田氏のアドバイスをもとに、さらにより課題を選定する機会となった。また、若手職員にとっては人前で自分の意見を伝えるというプレゼンテーションをする練習ともなったであろう。

## 1.3. グループミーティング

プログラム経験者であり、今回の研修生でもある矢倉チーフを中心に、毎週、1時間半程度のミーティングが行われた。ここでは、8月までは、技術移転について、本学の技術移転の現状、課題の設定の仕方、報告書の書き方などを矢倉が説明し、質疑応答をする形で進められ、8月後半からは、各研修生が学んできたこと、疑問に思っていることなどを順番に発表してもらった。ミーティングは米国研修の直前まで行われ、全部で計18回行われた<sup>49</sup>。

研修生それぞれに発表の機会を与えることで、発表者の「実は理解してなかった」という部分が浮き彫りになった。この部分を、その後の自己学習で補うことで、各研修生の理解度が増していき、最終的に米国で質疑応答できるレベルまで学習内容が深化していったものと思われる。また、他の研修生も知識を共有することができ、これにより、自己の報告書に反映する他、共通の課題を見いだすことで少しずつ俯瞰的な視点で契約を見ることができるようになったようである。これ以外にも、前回研修生が特許権等との関係についても補足することで、さらに視野を広めて学習を

<sup>49</sup> 行われた日は、次のとおり。7/13、7/19、7/24、7/31、7/30、8/8、8/10、8/14、8/15、8/28、9/4、9/18、9/25、10/2、10/9、10/16、10/18、11/16

行っていた。このように、相互教授の関係を保つことができたため、研修生の課題への理解は日に日に増していくのを感じることができた。

また、このミーティングの実施ペースについては、研修生に委任されたが、最終的には18回となった。実質7月の中旬から10月中旬までの3ヶ月の間であったので、月6回ペースである。後述するが、これ以外にも英会話セミナー10回や著作権の講義、研修出張などもこなしている。研修生は事務職員であり、日常業務をこなしてからのこれらミーティングであったため、このペースでは時間的にも体力的にも非常に困難であったことは容易に想像が付く。しかし、ここでも「報告書を書かなくてはならない。」「米国で質問をしなければならぬ。」、といった学習責任が適度なペースメーカーとなり、最後までハイペースでミーティングをやりとげることができたと考えている。もちろん、研修生の弛まぬ努力なしではなしえないものではあるだろうが。

#### 1.4. 英語学習

今回の研修の目的でもある「国際的な素養・英語力」を身につける一環として週に1回、1時間半程度の英会話セミナーを実施した<sup>50</sup>。今回の研修生には英語に堪能なもの、技術の知識を持つもの、柔軟な対応力のある若手などさまざまなスキルを持つものが選定されたため、全員が英語力に長けているわけではなかった。このため、米国で本当に質疑応答ができるのかという不安を持つ者がおり、急きよ、英語力が堪能な者が中心となって自主的に英会話の機会を設定した。また、この英会話セミナーでは、本学の英語講師であるイアン・スミス氏にご協力いただき、英会話の指導や、米国での質問事項の英語によるチェックを行った。また、イアン・スミス氏のご厚意で、本セミナーとは別に、米国で聞く質問文の文章校正も行っていただいている。

前回のプログラムにおいては、英語力を身につける十分な時間が不足していたことを指摘した。今回も短期間でのプログラムであったため十分とは言えないかもしれないが、研修生が自ら実施した英語セミナーは、研修生にとって非常に有用であったようである。特に、イアン・スミス氏には、セミナー参加者一人一人に自分の意見を英語で話す機会を与えるよう配慮していただいたため、米国研修でも、外国人との会話が前回よりもすんなりと入れたように見受けられた。

#### 1.5. 専門書による学習

各研修生の興味については、webを利用して積極的に情報収集を行ってもらった上で、本当に必要と思える専門書を各自選定してもらった。運営側が指定する書籍は、必ずしも研修生にとって読みやすい書籍となるとは限らない。また、今回は課題や研修生のスキルも多様であり、特定で共通の教科書を設定するのも困難であった。そこで、研修生には実際に大型の書店に足を運んでもらい、自分にあった専門書を実際に手に取ってみて、良いものを選別してもらうことで、各研修生に合ったものを読んでもらえるようにした。なお運営側としては、古典的な教科書や有名な専門書、本学がすでに保有している書籍について内容等を紹介するという形でサポートしている。

---

<sup>50</sup> 行われた日は、次のとおり。8/20、8/27、9/3、9/19、9/26、10/3、10/10、10/17、11/7

## 1.6. UNITT への参加

9月7日(金)、8日(土)に有限責任中間法人大学技術移転協議会<sup>51</sup>により開催されたUNITT2007 第4回産学連携実務者ネットワーキングに参加させた。UNITTは大学で現在実際に起きている課題について議論する場であるが、プログラム著作についてマネジメント手法の考え方や実例について議論するプログラムがあったため、研修生である矢倉、大北に大学の課題の現状を学ばせる機会として設定した。また、当該プログラム以外にも、技術移転に係る課題を議論するプログラムが多数あったため、そちらにも積極的に参加をしてもらった。ここで学んだ内容については、ミーティングにおいて発表及び議論することで、研修生同士で共有させた。内容詳細は大北の報告書を参照いただきたい。

また、自主的ではあるが、研修生はUNITT2007の懇親会にも参加し、積極的に他大学の教員・職員、TLO職員、NEDOフェローなどと意見交換を行っており、研修生の学ぶ意識の高さ、積極性が伺うことができた。また、この懇親会を通じて、プログラム著作権のライセンス契約上の課題についてヒアリングしたり、後日メールによる質問を行う旨の約束を取り付けたりと、研修生の課題解決に向けても非常に有用な情報交換ができたようである。ここでの質問等についても、大北の報告書「UNITT参加報告」を参照いただきたい。

## 1.7. プログラム著作権に係る講義

ある程度プログラム著作権についての課題の学習が進んだ時点で、古谷国際特許事務所の松下正氏にプログラム著作権についての講演を依頼した。講演内容については、全般的なプログラム著作権についての話題に加え、各研修生が学習を進めていく中で生じた疑問点を事前に松下氏に送付し、それに応じた内容にしていた。

研修生には、事前に質問事項を絞り、それらを取りまとめる作業を行ってもらった。課題について質問を行うことは、その課題の全体像を把握する必要があるため、研修生には早い内に課題をまとめる良い契機となったであろう。

また、質問というものは、ただ単に聞きたいところを羅列するだけでは、回答しようのないものも出てくるため、良い質問とは言えない。このため、各研修生には、よい質問の仕方についても指導を行った。例えば、「ライセンス契約での問題点はありますか。」といった漠然な質問や、「大学にとって〇〇は問題ありますか。」といった聞く相手を考えていない質問、「〇〇のケースでは△△ですか。」といったはじめに聞くには細かすぎる質問などは良い質問と言えない。この場合、YES、NOをはっきり答えられ、また、細かい疑問点については、段階的・階層的に質問をしていくことで、広くかつ知りたい部分について質問が行える旨などを指導している。これに加え、プログラム経験者にも、昨年度の質問事項の作成における留意点について指導・アドバイスをってもらった。この質問の技術は、後日の米国研修での質問項目策定でも活かされたところである。

なお、この講義で学んだ内容については、一部内容を書き加えて矢倉が報告書「松下セミナー報告」としてまとめているので、そちらを参照いただきたい。

<sup>51</sup> <http://www.jauiptm.jp/index.html>

## 【松下正氏のプロフィール】

松下正氏は、法学部卒業後、企業の開発室での勤務などを経て、1991年9月に弁理士登録された。登録後は現在も勤務されている古谷国際特許事務所に入所し、コンピュータ関連(ソフトウェア)、プログラムの著作権、ソフトウェア・ビジネスモデル特許出願などの分野でご活躍されている。主な著作としては、「知って得するソフトウェア特許著作権(改訂第4版)」の共著がある。

### 1.8. 米国研修の準備

米国では主に弁護士による講義と、弁護士及び大学 TLO 等への質問が中心となる。前者については、できる限り事前に講義を受けるスライドを研修生に渡し、予習が行えるように配慮した。米国において初めて聞くトピックについては、おそらく日本語で聞いても理解するのに時間を要する。この予習する機会を与えることで、英語の理解が増し、また、米国での講義における質問も、より具体的で内容の濃いものになった。また、研修生は自主的に講義内容について日本で学習し、渡米直前のミーティングにおいて発表・議論を行ったため、研修生全員が講義概要を把握して臨んでいたようであった。

後者については、各研修生が質問事項を検討し、ミーティングにおいてそれを発表、他の研修生の意見を受けながら内容をブラッシュアップさせた。最終的な内容については、吉田氏やプログラム経験者、イアン・スミス氏の助言を受けながら各研修生が決定し、さらに、それらの英語への翻訳については研修生の濱田とイアン・スミス氏に校正いただきながら、完成させた。前回に比べ、準備期間が多く取れ、またチューター制度による支援も充実していたため、質問内容や量については適切なものであったと考える。各質問については、個々の報告書を参照されたい。

この研修生同士が経験などを生かしながら互いに教え合い、議論し、最終的に良いものが完成していく過程は、この研修方法の大きな特徴であり、うまく機能した事例であろう。このように、運営側が手取り足取り支援するのではなく、最低限のバックアップ、助走期間だけの支援をすることで、逆に研修生にとって良い結果が生まれる場合があることを示唆している。

### 1.9. 米国研修

米国研修では、バージニア州にある POSZ LAW GROUP (以下「POSZ 事務所」という。) をホストファームとし、POSZ 事務所の支援・協力を受けながら研修が進められた。POSZ 事務所は数多くの日本企業を顧客に有しており、長年、日本からの米国出願を取り扱っている。また、昨年度に行った研修のノウハウも有しており、非常にスムーズに研修を行えたと考えている。

研修では、講義の受講及びそこでの質疑応答、大学 TLO 及び BSA (Business Software Alliance) での質問を行った。前回の研修では研修計画が密すぎて、時間的余裕がなかったことを今後の課題としており、そのため、今回は講義スケジュールを少し余裕のあるものとした。その時間を活かし、今回は各講義や外部機関訪問後に事後復習を行うことに力を入れた。これは、英語のヒアリング力の差、バックグラウンドとなる知識の差を、研修生同士で補完し合う場となり、既定の時間を超えた議論がされるなど、非常に充実したものとなった。

研修は、現地コーディネータである吉田氏や POSZ 事務所の弁護士が付き添いながら、講義や大学 TLO 訪問等を行った。ただし、ここでも原則的にはバックアップを中心とし、挨拶やその他交渉については、研修生に行わせた。これにより、人に頼らずに行動を起こす積極的な姿勢が垣間見られた。その一例を紹介する。

#### 1.9.1. 米国研修の事例1 –自らアポイントメント–

TLO 訪問時に、ある研修生が教員へのヒアリングを予定していたが、TLO スタッフによる教員のアポイントメントがうまく取れなく、質問をできない事態に落ちいった。このとき、研修生の一人は、TLO のスタッフと交渉し、直接教員の所属する事務局へ行く許可を得、また、コーディネータによるサポートを得ながら、事務局スタッフと交渉した。その結果、偶然その時間講義を終えたソフトウェア開発研究者である教員のアポイントメントを取り付けることができ、教員へのヒアリングを行うという渡米当初の目的を果たすことができた。この積極性は、付き添った弁護士も感心するほどであり、明確な学習責任と研修生の学ぶ意欲がなければなしえなかったと考えている。

#### 1.9.2. 米国研修の事例2 –納得いかないので再チャレンジ–

英語で意見・意思を正確に伝えることは、日頃から英語に慣れ親しんでいても難しいものである。ある研修生は、研修の初めに弁護士に質問を行い、回答を得ることができたが、一部質問の意図をうまく伝えることができなく、回答内容が満足行くものではなかった。もし研修目的のハードルが低ければ、少し意図と外れる回答があっても、弁護士に質問を行えたことで満足して帰国したかもしれない。しかし、研修生は質問の回答を報告書に書くという強い意欲から、質問文を練り直し、最終日にもう一度同じ弁護士のところに訪れ、納得いくまで質疑応答を行った。これも、運営側としては予期せぬ活発な行動であり、研修生の成長が感じられた非常にうれしい場面でもあった。この研修生は、短い米国研修の間に、日本では考えられなかったほど積極性を身につけており、たとえ研修期間が短くても、研修生の意識によって研修効果が高まることを証明してくれた。

#### 1.9.3. 米国研修の事例3 –時間がないので個別に質問–

米国研修では大学での技術移転の実情をヒアリングするため、バージニア大学の技術移転を行っている Patent Foundation を訪問した。研修期間の関係から、1機関しか訪問できなかったため、米国大学の実情を聞くチャンスは、訪問時間である2時間だけであった。英語で講義や質疑応答を行うのが2時間あると聞くと、通常であれば長いと感じるであろう。しかし、各研修生は、一人一人が順番に質問をして回答を得るという方法では、挨拶や大学紹介を含めると2時間という時間は短すぎるため、満足な回答を得られないと判断した。その時に対応していただいた Patent Foundation のスタッフが3名であったので、研修生同士で相談し、研修生が3ペアーに別れてスタッフ1人1人に付いて質疑応答を行うことを決め、その旨をスタッフに伝え、最終的に各自満足いく質疑応答時間が確保できた。学習責任が研修生の積極性にうまくつながった例である。以下にその時の写真を掲載する。





#### 1.9.4. 米国研修概要

以下に実際に行われた研修内容の概要を示す。

10/21	<p><b>オープニングセッション</b></p> <p>現地コーディネータである吉田氏から、米国研修の全体的な流れ、米国での生活面での注意点などについて全般的な説明が行われた。</p> <p><b>オリエンテーション</b></p> <p>吉田氏と共に、米国研修で何を学ぶのか、どうしてその課題を選んだのかについてのプレゼンテーションを研修生ごとに行い、ディスカッションすることで、課題の共有及び知識・理解の深化を図った。</p>
10/22	<p><b>講義 (POSZ LAW GROUP, PLC)</b></p> <p>大学が米国でライセンス契約を行う際の基礎知識として、下記2つの講義を受けた。また、これに合わせて各研修生の課題に関する質疑応答を行った。講義終了後には、研修生の講義の理解度を深めるため、吉田氏と研修生とで講義内容の復習を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Type of License, by Mr. Culpepper</li> <li>・ Licensing with academia, by Ms. Nicholson</li> </ul>
10/23	<p><b>講義 (POSZ LAW GROUP, PLC)</b></p> <p>米国において著作権ライセンス契約を行う際のポイントについての講義を2つ受けた。また、前日同様、各研修生の課題に関する質疑応答、講義終了後の講義内容復習も行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Licensing of software, by Ms. Nicholson</li> <li>・ Fair use, by Mr. Posz</li> </ul>

	<p><b>ミーティング(大手メーカー)</b></p> <p>大手メーカーのライセンス担当者とミーティングを行い、過去に経験した大学との技術移転における問題点について説明を受けると共に、技術移転における企業と大学とのあり方などについて議論を行った。</p>
10/24	<p><b>弁護士事務所訪問(Hunton &amp; Williams LLP)</b></p> <p>米国でライセンス交渉を専門としている弁護士に、下記のソフトウェアライセンス契約全般及び交渉術について講義を受けるとともに、各研修生の課題について質疑応答を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Legal Agreement of Software, by Mr. Maddy</li> <li>・ Negotiation Tips, by Mr. Maddy</li> </ul> <p><b>弁護士事務所訪問(Bell, Boyd &amp; Lloyd LLP)</b></p> <p>米国でライセンス交渉を専門としている弁護士に、下記のソフトウェアライセンス契約全般について講義を受けるとともに各研修生の課題について質疑応答を行った。また、講義終了後、午前の講義も合わせて講義内容復習を研修生で行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Legal Agreement of Software, by Mr. Gottschalk</li> </ul>
10/25	<p><b>TLO 訪問(University of Virginia)</b></p> <p>バージニア大学の技術移転機関である Patent Foundation を訪問し、米国でのソフトウェア技術移転の現状について説明を受けると共に、各研修生の課題について質疑応答を行った。また、主にソフトウェアの研究を行っている教員を訪問し、オープンソース化についての全般的な質問を行った。</p>
10/26	<p><b>BSA(Business Software Alliance) 訪問</b></p> <p>違法コピーや海賊版など著作権侵害を取り締まっている Business Software Alliance を訪問し、世界の著作権侵害の現状について説明を受けると共に、各研修生の改題について質疑応答を行った。</p> <p><b>ファイナルプレゼンテーション</b></p> <p>ホストファーム所長である Posz 氏を迎え、米国研修で新たに学んだこと、一番印象に残ったことなどについて、各自 10 分程度の英語でのプレゼンテーションを行った。</p>
10/27	<p><b>クロージングセッション</b></p> <p>今回の米国研修での反省点や新たな課題等について議論すると共に、帰国後の報告書作成等についての説明が行われた。</p>

#### 1.10. 研修先との事前・事後のコミュニケーション

米国研修にあたり、研修生にはできる限り事前・事後に現地の講師・スタッフとコミュニケーションを取れるよう配慮した。例えば、研修生には英語での各自写真付きプロフィールを作成してもらい、一言お世話になる旨を添えてメールにて他訪問先に送付してもらった。その他質問事項の事前送付や要望等についても、差し支え無い場合は研修生から行うよう指導した。また研修後には、

研修生から訪問機関へのお礼メールや、追加質問の依頼など、研修生が主体となって行えるようにした。

これは、研修の主役は研修生であり、引率者ではないという考えからである。また、今後本学が国際的な技術移転を行う場合の窓口や対応は研修生である事務職員が行うのであり、その英語でのコミュニケーションの実体験をしてもらう目的もある。運営側は、訪問先とのはじめのコンタクトや研修概要の説明、アポイントメントの調整など、相手方との関係を築く最初の段階をサポートし、その後は、研修生が訪問先機関とうまく対応できるようバックアップに徹している。これにより、コーディネータを介さない、大学職員と米国訪問機関のスタッフとの直接的なつながりができたのではないかと考える。

#### 1.11. 標準化に係る学会への参加

ソフトウェアなどの技術移転において、その技術の拡大にはデファクト標準や国際標準化が一つの鍵とある場合がある。例えば、本学が開発したソフトウェアを普及させるためには、一企業に独占的ライセンスをし、販売活動により普及させる場合や、無償で公開し、世界中が自由に使える状態にすることで普及を図る場合、開発の段階から国際的な標準を目指して研究し、標準化による普及を狙う場合などが考えられる。逆に、ソフトウェアのような技術の進展の早い分野では競合相手が技術開発・改良を次々に行うため、標準を取れない技術は市場から消滅する可能性が高まる。つまり、ソフトウェアの技術移転による技術の普及を目指す大学としては、標準化に係る知識は欠かせない。そこで、標準化についてのアップデートな情報を収集するため、社団法人日本知財学会が主催する 2007 年度秋季シンポジウム「標準化にまつわる諸問題、その現状と今後の展望」に、研修生の矢倉、大北を参加させた。ここで学んだ内容を参考に、標準化について矢倉が報告しているので参照されたい。

#### 1.12. 研修報告・評価会

これまでの研修は、その成果を 400 ページ以上に及ぶ報告書を作成し、それを配付・web 公開等により大学職員等に還元しており、大学の事務職員が行った業績として注目されている。また、これらの成果は、産官学連携ジャーナルや講演等でも紹介している。しかしながら、学内的には、研修内容や研修結果の本当の意味での評価は行われていなかったため、研修生のモチベーションの低下が懸念された。そこで、今年度は、いわゆる PCDA サイクルを意識し、今後の研修計画にフィードバックさせられるよう、また、研修生の成果が学内的に認知され、正当な評価がなされるよう、研修報告・評価会という場を設定した。

報告会は、事務職員を対象として行われ、人事労務担当理事を含む職員約 50 名が参加した。研修全体の説明・報告を研修生の矢倉が行い、その後、1人5～10 分程度、米国で学んだことをプレゼンテーションした。最後に、理事より本研修の総評をいただいた

この研修報告・評価会にはもう一つ、プレゼンテーション能力を磨くという目的もある。おそらく、プレゼンテーション能力は今後事務職員に求められる能力であり、そのためにはやはり実

践を積むことが重要である。今回のプレゼンテーションでは、「わかりやすく」に焦点を当て、情報を伝えるときのノウハウを指導した。例えば、「スライドの中に、説明もしない余計な情報を入れない。」、「米国で学んだことをすべて伝えるのではなく、ポイントとなる部分のみを抜き出してそこを詳しく説明する。」、「対象が事務職員であることを考慮してポイントを絞る。」などである。また、スライドや説明のテクニカルな内容については、久保氏が最終的に細かくチェックを行った。

今回の研修生の中には、プレゼンテーションだけでなく、パワーポイントを初めて使う者もあり、米国から帰国後の時間が無い中、一から努力してプレゼンテーションを行っていた。みな研修生は緊張していたと口にしてはいたが、聞く限りは堂々としたプレゼンテーションであり、練習量の多さ、研修生の努力を語っていたと思われる。また、理事からは、「非常に分かりやすく、理解しやすい発表であった。」と、おおむね好評なご意見をいただき、こちらの従来の目的である「わかりやすさ」も及第点であったと考えている。

### 1.13. 報告書の作成

研修当初から、研修結果を文章化して、きちっと形に残すということを重視し、その旨を伝えていた。これは、人に伝えるためというだけでなく、伝えるためにまとめることが、本人にとっても、学習のペースをつかめたり、学習の穴を見つけたり、新たな興味が沸いたり、様々なプラスの効果があるからである。報告書の書くためのノウハウについては、プログラム経験者にチューターを行ってもらいながら、オープニングセミナーやミーティング等を利用して指導した。例えば、報告書の構成ノウハウ(プランニング、骨組みを作る方法など)、基本的な MS ワードの使い方(注釈の使い方、目次設定方法など)、適切な引用の仕方、トピックセンテンス<sup>52</sup>、主語と述語の一致、理論の鎖<sup>53</sup>、逆茂木型の文章について<sup>54</sup>などである。また、講義形式だけでなく、各研修生にはなるべく早い段階で報告書を書くよう指導し、それらをやり取りしながら文章校正することでも指導している。さらに、報告書作成にあたっては、日常の業務量を考慮し、研修生ごとに「作成期日・文量の目標、これまでの経過」を設定してもらった。これは、米国研修を終えた研修生に対して、研修の最後まで緊張を保つために行ったものである。なお、この成果については、各研修生の報告書を見ていただければ十分であろう。

### 1.14. その他

今回6名の若手・中堅職員が研修を受けたが、その所属は総務課、研究協力課、人事課、

---

<sup>52</sup> 段落のはじめには、その段落の主題がわかるような文章が来ることを指す。木下是雄『理科系の作文技術』中央公論新社(1981)より参照。

<sup>53</sup> 日本語には多少わかりにくくても、多くを語らない奥ゆかしさが尊ばれる傾向がある。しかし、自明だろうと思っても、実は論理の飛躍があったり、他人が報告書の内容がうまく伝わらないなど問題点も多く、報告書では、この「奥ゆかしさ」は禁物である。

<sup>54</sup> 各論の話題から始まり、総論に達すると、また別の各論の話題へ移り、最後にこれら各論が一つの総論として合流して結論となるような文章は、最後まで読まないで全体として何を言おうとしているかわからないため読みにくい。「逆茂木型の文章」とはこのような文章を指す。なお、「逆茂木型の文章」という表現は、前掲の木下是雄氏による造語である。

会計課と多様であった。このような所属をまたいだ研修は、研修と仕事との境界線を越えた人材育成の場が形成され、また、組織横断的な考え方を身につけていくといった効果も大きい<sup>55</sup>。今回も、普段仕事では接する機会があまりない職員がチームを組んでおり、今後の円滑な職務遂行にも役立つのではと考える。

## 2. プログラムの成果報告

各研修生の研修成果は以下のとおりである。なお、成果の詳細については、資料編を参照いただきたい。

### A. 技術移転に必要な著作権法・条約の知識(大北啓代:参考資料1)

他国の法人と技術移転契約を締結する場合、どの国の法律に準拠(準拠法)するかを決定し、その法律に沿った契約内容を定めなければ成らない。日米間で契約を締結するには、日本か米国(もしくは第三国)の法律を準拠法とすることになる。その場合、準拠法となる法律を選択するためには、日米両国の著作権法の知識を理解しなければならない。さらに、国境を越える著作権の移動の基本ルールである条約の知識が必要となる。本稿では、それらの知識について報告する。

#### <ポイント>

- ・ 著作権法には、著作者人格権を重視した欧州型と、財産権保護を重視した米国型がある。
  - 日本の著作権法は欧州型を選択しており、米国著作権法とは法理念が異なる。
  - 法理念の違いは、著作権法の権利内容・制度などで、違いを生じさせている。
  - 日米間でライセンスを行う場合、日米間での違いを熟知しておく必要がある。
- ・ 外国の著作物を、自国の著作物に与えるのと同程度の保護を与える義務(内国民待遇)を、ベルヌ条約が課している。

### B. ソフトウェア著作物の特徴と日米の登録制度(大北啓代:参考資料1-1)

本稿では、大学で発明された情報通信分野の著作物が、米国に移転される際の留意点を記したい。従来、大学で開発されたソフトウェアが産業界で活用されているケースは少なかった。しかし、産業界が中長期的な基礎研究を大学での受託研究や共同研究に依存するようになった昨今、大学で開発するソフトウェアにも、産業界からの期待が寄せられている。平成 18 年度の国立大学法人における情報通信分野の共同研究件数は 1,224 件、受託研究は 857 件、出願件数 1,152 件と、共同研究においては5年前に比べ 1.6 倍の伸びを見せている。さらに、国際的産官学連携は、審議状況報告「大学等の国際的な産官学連携活動の強化について」などにもあるように、国の課題として取り上げられている。

本稿では、情報通信分野の技術のうち著作権で保護される、プログラム・データベースの著作物(以下ソフトウェア著作物)の特性を確認した後、日米間で活用頻度が異なる登録制度につ

<sup>55</sup> この「クロス・ファンクショナル・チーム」の形成について前掲の『企業内人材育成入門—人を育てる心理・教育学の基本理論を学ぶ』pages 57-58 に記述されている。

いて述べる。人格権保護を重視した欧州型を採用する日本と、財産権保護を重視した米国の著作権法は、法理念が異なる。両国間で登録制度の活用頻度が異なることも、そこに起因する。しかしながら、権利移転には著作権の財産権の側面も重視する必要があるため、実務者は両国の活用の差や制度的な相違を把握し、両国間で適切な対応をする必要があると考える。

＜ポイント＞

- ・ 米国では、登録制度は権利保護のために恒常的に用いられる制度である。
- ・ 米国での登録制度のメリットは、①法律上のメリット(法的賠償・弁護士費用請求可能)、②証拠能力、③秘匿性、④安価といえる。
- ・ アcademiaでも、ソフトウェアの契約関係に入る場合、どのように登録制度を活用するかのポリシーを持っているところが多い。
- ・ 他機関と契約関係に入る場合、登録に関する契約条項を締結している契約書も見られる。
- ・ 米国の登録は、日本の裁判でも証拠能力が認められている。
- ・ 米国の登録は日本・米国以外でも証拠能力を認めている第三国がある。
- ・ 米国と契約関係に入る場合、登録を事前に行っていることで、信用を得ることができるだろう。

C. 松下セミナー：著作権の基礎知識(矢倉徹:参考資料1-2)

本セミナーは、初学者である受講生がプログラム著作権に関する基礎的な知識を習得することを目的として行われた。演者である松下正先生には、著作権の基礎的な部分から、プログラム著作権に関する事例に至るまで、非常に幅広い範囲を分かりやすくまとめていただいた。短い時間ながら、ディスカッションを交えた有意義なセミナーとなり、研修生を代表し改めてここで松下先生にお礼を申し上げる。

本報告書では、セミナーの内容を文書としてまとめるとともに、セミナーでは時間の都合から説明し切れなかった著作権制度の詳細、事例の紹介、筆者の考え等について加筆している。プログラム著作権についての初学者がその制度等の全体像を把握するのに役立てば幸いである。なお、内容に誤りがある場合は、単なる筆者の理解不足であることを付け加えておく。

＜ポイント＞

- ・ 著作権は、その権利を侵害してしまった場合、著作権者から差止請求、損害賠償請求、不当利得返還請求、名誉回復等の措置請求などの民事的な訴えを受けるとともに、刑事罰の対象にもなるので注意が必要である。
- ・ 著作権は、著作物の複製権、貸与等の財産的な権利と、同一性保持権等の人格権的な権利がいくつか集まったものであり、内容が多岐にわたることから枝分権の固まりといわれている。その一つにソフトウェアを保護するプログラム著作権がある。
- ・ 著作権は、発生に登録の必要がなく(無登録主義)、また、相対的な権利であるため、独自に創作した著作物には、他人が創作した同様の権利は及ばない。
- ・ 著作物とは、思想又は感情を創作的に表現した物であって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。プログラム著作権においては、この内創作性の有無が問題となること

ある。例えば、プログラムは誰が書いても同じになることがあり、この場合は創造性が無い可能性がある。このようにプログラム著作権は、通常の著作権より、より高い創造性が必要と言われている。

- ・ 著作者と著作権者が混同されて使われている契約書がたまにあるので、注意したい。著作者は著作物を創作した者だが、創作した権利を譲渡した場合、譲渡をした者は依然著作者であり、譲渡を受けた者が著作権者となる。
- ・ プログラム著作権において特に重要な権利は、複製権、公衆送信権及び翻案権である。
- ・ 著作権は無登録主義のため、権利を乱用する可能性がある。このため、ある一定の行為に対しては権利が及ばないという例外規定を設けている。米国ではフェアユースという概念があるが、日本とは少しことなる。
- ・ (C)マークは登録主義であった国が必要であったマークであり、現在は無方式主義を基本とするベルヌ条約に大半の国が加盟しているので、ほとんど意味がないと考えられる。慣習上は、(C)マークがあると著作権があることを明示できるという役割があり、現在でも盛んに使われているようである。
- ・ 著作権は任意であるが登録することができ、登録すると、登録した年月日に創作があったものと推定されるため、関連紛争処理を有利に進めることができること、著作権にかかる権利変動を登録できること、登録による著作権の信用が増し、融資を受けることができること、などのメリットがある。ただ、大学では余り利用されていない。

#### D. UNITT 参加報告(大北啓代:参考資料1-3)

今回参加したネットワーキングは、大学技術移転協議会(UNITT)により開催された。2日間にわたる会期中、各大学が直面している実務上の問題に関する 12 の分科会が設けられた。本稿では、ソフトウェア著作物技術移転に関係する論点及びトラブルに対する各大学の取り組みについて、受講中に伺ったものを報告する。

##### <ポイント>

- ・ 管理コストを最小限に抑えるため、大学で管理(承継)する著作物を限定することが求められる。
  - 「職務上の創作物」「大学等の資金により開発した創作物」のみを大学管理上の著作物と定義することで限定している実例がある。
  - 届出要件を「有償ライセンスする著作物」「関連発明が大学に承継されている著作物」等と限定している実例がある。
- ・ 将来的な権利関係の混乱を招かぬよう、承継時に大学・発明者以外の第三者が関係していないかを明確にすることが重要。(身辺整理)
  - 「他人の著作物侵害の有無」「共同著作者(特に学生)の有無」「外注の有無」「他著作物の二次利用の有無」が身辺整理のポイントといえる。
- ・ ライセンスを行う際は、免責・不保証を前提に、欠損が発生した場合の免責条項をどのように定

めるかがポイントとなる。

- ・ 研究者異動においては権利主張に傾倒してしまいがちであるが、アカデミアとして「研究の継続」が確保されることを念頭に交渉を進めることが重要といえる。

#### E. 大学で開発されたプログラムの取扱いについて(森下麻理:参考資料2)

本学において、開発されたプログラムの取扱いについては、アカデミックフリーダムのもと、研究者の意志にもとづき行われている。つまり、無償で一般に広く配布するか、有償でソフトウェアライセンス契約を結び、特定の企業のみが使用できるようにするかについては、研究者が決定している。もちろん、相談に応じて、知的財産本部においてビジネスシーズとなりえるかを判断・アドバイスし、ライセンス契約を提案することもある。しかし、実際には、ライセンス契約をし、ある特定の企業等にものみ使用させたほうがよいか、それともオープンソース等として公開し、より多くの人が利用できる環境を生み出したほうがよいかは、教員や知的財産本部の判断の前に、プログラムの性質が関係する場合も多い。

このレポートでは、オープンソースライセンスの特徴を調べるとともに、研究者が、自分で開発したプログラムの配布方法をどのように決定しているか、またそれぞれの配布方法について、実際どのようなメリット・デメリットがあるのかについて、日米の研究者及び専門家にインタビューを行うことにより、プログラムの性質と配布方法の関係を探るものである。

##### <ポイント>

- ・ プログラムの配布方法は、大きく分けて、①有償でライセンス契約、②自らがホームページなどを利用して公開する方法である。
- ・ オープンソース・ソフトウェアとは、「ソースコード」が公開され、誰にでも自由に利用、改変、再配布することができるソフトウェアである。
- ・ 日米とも、大学で開発したプログラムの配布については、研究者が決定している場合が多い。
- ・ 商用価値のあるプログラムは、有償ライセンス契約により配布されることが多い。
- ・ オープンソースライセンスを用いたプログラムの開発は、そのプログラムの開発者が多くいるほうがよい。

#### F. 標準化について(矢倉徹:参考資料2-1)

ソフトウェア関連技術は、その進歩や競争が激しく、また、その進歩・競争が必ずしも消費者であるユーザーに好ましいとは限らないため、ある特定の技術を「標準」と定めることがある。一方、その標準から外れた技術は世界的には普及しないことが多い。このため、大学は、ソフトウェアの技術移転を考える上で、世界の標準を見据えながらの研究開発や、その成果の取扱いにかかる戦略確立などを考える必要があると思われる。

本学人材育成プログラムの一環として社団法人日本知財学会 2007 年度秋季シンポジウム「標準化にまつわる諸問題、その現状と今後の展望」に参加したので、この講演内容を参考にしながら、大学における標準化全般についてまとめ、考察することとした。



### <ポイント>

#### ・ 標準化活動概要

大学の研究成果としてソフトウェアや知的財産などが生まれた場合、消費者の生活向上に寄与するためその成果をどのようにして世界に普及させるかを常に考える必要がある。ここで、大学の技術移転において、標準化のメリットである技術の利用・普及の促進を利用する、つまり、標準化を見据えて、大学の研究開発及びその技術移転を戦略的に行い、大学の研究成果物を広く世界に広めようとする流れがあり、標準化戦略策定が大学技術移転にとって喫急の課題となってきている。

#### ・ 国際標準化活動

近年、企業間競争に勝ったデファクト標準ではなく、フォーラムや国際的に力の強い企業・国が標準をとることが多くなってきた。TBT 協定により、さらにこの国際標準を取るという流れが速まっている。国際標準化のための活動は、その技術の優劣を判断するようなものではなく、どちらかという政治的な活動であろう。従って、標準化には、その技術力を高めるだけでなく、技術を熟知し、かつ交渉力に富んだ人材を育成し、給与・待遇面での厚遇を与え、標準化活動で能力を発揮してもらうことが重要である。技術をマネジメントする、つまり技術経営を行える人材が望まれている。

#### ・ 大学と標準化

研究開発と標準化の連携がない場合、技術方向の統一に時間を要するため、国際標準化が遅れたり、技術的には優れていても標準を取れないような研究開発が多く成されてしまうことや、後にもう一度追加実験を行わなくてはならないことなど、多くの問題が生じる。標準化を見据えながら研究の思案を行うことで、迅速な国際標準化及び追加試験研究も少なくなると考える。この大学における規格策定は、産業界へのインパクトが大きいことや、標準化の議論を通じて、産業界のニーズを取り入れやすい、海外組織と国際調和関係を築くことができるなどのメリットがあるが、研究以外に意見調整などに膨大な時間を要することや、研究者に対して標準化を取ることに對する十分なインセンティブが与えられていないことなど、問題は多い。

### G. 米国契約に関する基本事項(矢倉徹:参考資料3)

大学が米国の企業等と契約をする時にまず留意すべきなのは、日本でいう契約と、米国でいう契約は多少意味合いが異なるという、根本的な問題であろう。米国では、日本と異なる法体系に基づき契約の拘束力が発生しており、また、その要件もさまざまである。ここでは、この契約に関連する法体系の違いについて述べると共に、その契約の拘束力について解説する。

また、契約とは、当事者間の約束事があとでもめ事にならないように、もめ事が起こる前の段階でいろいろ取り決めと行っておくというものである。しかし、契約の文言解釈や契約書に書かれていないことについて疑義が生じた場合は、後にもめ事が生じる。国をまたぐ契約では、この紛争が生じた場合の取扱についても、あらかじめ定めておくことが非常に重要である。例えば、紛争をどちらの国の法を適用して解決するか、どちらの国で裁判を行うか、そもそも紛争解決を裁判で

はなく仲裁や調停などの裁判外で行うのか、などである。この準拠法や裁判外紛争解決における条項について、その制度を含め解説する。

#### <ポイント>

- ・ 国際私法には具体的な紛争の処理をどこで行うかについての統一的なルールは明記されていない。また、二国間のレベルでは、少なくとも日本はいずれの国とも裁判管轄に関する条約等を締結していない。このため、各国の国内法に委ねられているが、当事者の合意が有効とされているため、契約書中に裁判所管轄の合意に関する規定を挿入すれば、これが管轄裁判所として認められる可能性は高い。
- ・ 準拠法に関する世界統一的なルールは存在しなく、外国に裁判が係属した場合の準拠法が日本の法律でない可能性が高い。しかし、裁判管轄と同様、当事者の合意が有効とされているため、契約書中に準拠法に係る合意に関する規定を挿入すれば、例外はあるものの、裁判所において契約準拠法として認められるであろう。
- ・ 日本の裁判で勝訴し、相手国企業の損害賠償が確定したとしても、相手国がその裁判所の確定の効力を認めないとすると、日本で裁判を行う意味がなくなる。よって、判決が相手国でも効力となるよう、相手国に承認をしてもらう必要がある。この承認は、国際法上の義務ではないが、国際取引秩序安定のため多くの国が認めている。しかし、国によっては当該効力に関する法が未整備の場合やそもそも外国判決の承認・執行を認めない場合、条件を付している場合があるので注意が必要である。
- ・ 裁判での紛争解決は、時間やお金がかかるために敬遠される。このため、契約上、裁判外で紛争を解決する旨の取り決め(裁判外紛争解決手段、ADR: Alternative Dispute Resolution)が成されることがある。米国ではこのADRは積極的に用いられているようであり、日米の契約においては一考に値するであろう。
- ・ ADR条項を入れる場合は、できる限り契約書をドラフトする際に合意して挿入することが望ましい。実際に紛争が生じると、それから合意することは非常に困難を生じるからである。
- ・ 仲裁機関によって一部効力が制限される場合があるので注意が必要である。例えば、「裁定結果に対して適用した法律が誤りである場合には裁判所に控訴できる。」という条項は、カリフォルニア州の仲裁法上、認められない。つまり手続的瑕疵以外で裁判を起す可能性を留保するような契約は無効であるとされている。また、仲裁の裁定がその国で執行可能かという点も注意が必要であろう。
- ・ ADR 手続条項において、期間を明記するなど、手続の明確化も重要である。ニュージーランドの裁判では、紛争解決を行う時点で、紛争解決手段についての紛争が起こり、最終的に控訴裁判所でまで争われたとう皮肉な事件も起こっている。このようにADR条項が適切でないと、いざ紛争解決を行う段階になって余計な時間と費用を要する可能性がでてくるので、手続はシンプルでもよいので取り決めておくのが好ましいと言えるだろう。

#### H. 英文契約(ソフトウェアライセンス契約)及び契約交渉について(濱田憲人:参考資料4)

NAIST は教員1人あたりの外部資金獲得やライセンス収入がわが国の大学ではトップクラスといわれており、MIT、スタンフォード大を視野にいれて、技術移転を進めている。そのNAISTで重要な知的財産の技術移転の重要な1つである情報科学研究科でライセンスが行われているプログラム著作権、ソフトウェア著作権に関する技術移転についてテーマをしぼり、特に契約業務・契約交渉を中心に文献による調査、専門家へのインタビュー、米国研修で調査を行った。特に契約社会である米国で行われている契約の知識を得ることが、ライセンス契約を行う場合に参考となるだけでなく、本学が行っている様々な契約業務(国内・国外問わず)での参考となるため、主にソフトウェアライセンス契約を含めた特に米国における契約業務・契約交渉について報告を行う。

##### <ポイント>

- ・ 海外の機関と契約を結ぶ際基本となるのは英文契約であるが、まず、英文契約の特徴を理解することによって、文化的な違いや法律の違いに起因するリスク回避に努めることが重要である。
- ・ 契約は互いの合意によってなされるものであるが、契約条件について深く吟味しなかったが故に後悔することがないように契約事項については十分な確認を行い、そのために特に契約事項の中で契約交渉上重要と思えるポイントについての理解が必要である。
- ・ 契約交渉は勝ち負けでなく今後の交流も考え互いが満足できるような関係(WIN-WIN の関係)を構築することも忘れてはいけないことである。

#### I. 著作権ライセンスにおける契約書の雛形・条項の検討(吉川かおり:参考資料5)

ソフトウェアのライセンスには、とても複雑な要素が絡まりあっており、それらの一つ一つを明確にしておくことが大前提である。たとえば、ソフトウェア自体にも様々な種類があり、その種類によってライセンスされるものやルールも異なる。また、ソフトウェアのライセンス契約においては、その商品にかかわる基本的な権利が著作権者から使用者に移転しないことも多い。著作権者は単に、特定のライセンシーに対して、その著作権あるいはその著作物の使用を許諾するだけである。このような契約の性質上、どのような権利が移転されるのかを明確にしておかないと、後々トラブルを招く元になる。

しかし、日本とアメリカの契約書を比較すると、内容や項目に差がある。これは、日本人と米国人の考え方や文化の違い、また日本とアメリカの制度の違いにも原因があると考えられる。このような差は、契約が1国の中で結ばれているに過ぎない場合は問題にならないとしても、両国間で結ばれる場合は看過できない問題となる。このような事態を避けるためには、まず両国の契約書それぞれの特徴・内容を把握し、差を具体的に認識することが前提となる。

また、今回の研修を本学の業務に活用するために、このライセンス契約が大学・企業間で締結される場合に照準を合わせて考察を深める必要がある。具体的には、大学で開発されたソフトウェアを企業に移転するという場合である。よって、今回の報告で取り扱う契約書は、大学・企業間で行われる契約となる。

以上のことより、この報告では、まずソフトウェアのライセンス契約自体がどのようなものであるのかを把握し、その中でも特に、大学・企業間の契約について、日本の契約書の内容、アメリカの契約書の内容についてまとめることにする。そして、その上で問題になりそうな点をピックアップする。ピックアップした問題点は質問にまとめ、日本やアメリカで専門家に意見を伺った。ここではその回答を基に、問題点に対する解決策を探りたいと思う。

#### <ポイント>

- ・ 将来、日米間でライセンス契約を結ぶケースを想定すると、両国の契約内容の差が問題になってくるのは明らかである。そこで、大学・企業間のソフトウェアのライセンス契約につき、日米両国でどのような内容の契約書が用いられるのかを把握し、どのような差があるのかを認識することが重要である。
  - 日本の契約書は細かく規定を設けず、契約書の最後の方に「定めのない事項については別途協議する。」旨の条項が設けることで、何か後発的に不具合が出る都度、協議を行うスタイルをとっている。
  - 米国の契約書は、問題が生じて訴訟へと発展しかねない場合の抗弁となるように、細部まで取り決めが行われている。
- ・ 日米で用いられる契約書の差を把握した上で、日米間で契約を締結した場合に問題となりうる点を考える必要がある。そのためには、契約を締結する際にこういった意図を持って条項が作られるのかを知り、その条項が何のためにあるのかを知っておかなければならない。
- ・ 契約全般について、日米の専門家にインタビューを行い、どのように契約書が作られていくのかを学んだ。
  - 雛形…日本では、契約に先立って、契約当事者が雛形を提示するケースが多い。米国においても雛形を出すケースは存在し、雛形を持たないにせよある程度の方針は固めた上で契約交渉に入る。
  - 撤退条件…日米両国とも、トラブル回避のためにも持っておくと良いという回答を得た。
  - 保証…日本ではソフトウェアの技術面について保証を行うものはあまり見受けられないが、最近になって保証を盛り込む契約が見られるようになった。米国では、一般的に保証を盛り込んだ契約も行われているが、ライセンシーである大学が、「保証を行わない」というライセンスポリシーを設けている場合もある。
  - 秘密保持…主に、ライセンシーである企業側の意図で、契約を行ったという事実自体を伏せておくケースも考えられるが、これは日米両国で考え方に差異はなく、契約の事実を伏せておくケースは両国において存在する。

#### J. 二次的著作物と独占禁止法について(齊藤信吾:参考資料6)

「二次的著作物」とは創作活動の基となる「原著作物」の表現を一部に残しておきながら、創作性を加えて新たに生み出される著作物のことである。一方、原著作物は、その著作者の許可なしにみだりに翻案されないことを保証する基本的権利(翻案権)を持つ。創作活動を普及させ、文化

や産業の発展を促すためには、「二次的著作物」の創作は重要な役割を果たすと同時に、「原著作物」の持つ著作権の基本的権利を保護しなければならない。そこで、第一に、両者の性質の違いから生じる問題点を整理し、解決方法を模索することとした。

また、二次的著作物など原著作物から派生する権利に対する原作者の保護を強くすると「独占禁止法」に抵触する可能性がでてくる。私が学生時代に専攻した経済学の講座で、この独占禁止法について興味深い話があった。それは、独占市場における経済では、競争的市場と比べて社会的効用が小さくなるというものであった。そこで、第二に、学生時代にグラフや数式を使って学んだ知識を、法的側面からのアプローチで学習することで、今ある知識をさらに深めるよい機会だと考え、独占禁止法についての学習を進めることとした。

以上の2点を重点テーマにおいて、本報告書作成に取り組み、著作権に関する幅広い知識を身につけることとした。

#### <ポイント>

##### ・ 二次的著作物とは

二次的著作物とは、元となる著作物(以下、「原著作物」という)を翻訳または改変して出来上がった著作物のことをいう。ただし、創作行為が加えられた著作物が全て二次的著作物になるというわけではない。① 創作性(創作行為)があること ② 表現が残存していること が二次的著作物の条件が必要である。

著作権法は、二次的著作物について、二次的著作物の著作者だけでなく、元となる著作物の著作者にもそのコントロールする権利が与えられると定めている。二次的著作物を創作する際に、二次的著作物の著作者が注意すべき点は、① 原著作物を改変することについて、原作者から許可を得ること、及び ② 創作した二次的著作物の複製を行うことについての許可を得ること、である。

二次的著作物となるための条件の一つである「創作性」について、多くの論争が繰り返されてきており、「システムサイエンス事件高裁決定(1989年)」では一定の見解が得られた。その内容は、「原告人は、CA-9プログラムはCA-7Ⅱプログラムを翻案したものであり、著作権を侵害するものであると主張する。しかしながら、あるプログラムがプログラム著作物と判断し得るためには、プログラム著作物の指令の組合せに創作性があり、かつ、後に作成されたプログラムの指令の組合せがプログラム著作物の創作性を認め得る部分に類似している必要があるが、CA-7Ⅱプログラムのうち原告人が指摘する部分には、指令の組合せに創作性を認め得るかどうかは明確ではない。しかも原告人が両プログラムの類似部分として挙げるのは極めてわずかなバイトにすぎず、CA-9プログラムがCA-7Ⅱプログラムを翻案したものであると断言することはできない。」というものである。

##### ・ オープン・ソース・ソフトウェアと二次的著作物

オープン・ソース・ソフトウェアは、多くのプログラムが改変を加えていく形で発展していくため、二次的著作物と同様の性質を持つ。オープン・ソース・ソフトウェアについて、ライセンスを著作権侵害で訴える場合、誰が原告となるのが問題となるが、たとえ原告となる者を特定できて

も、一人のプログラマにかかる負担は大きく、訴訟を起こすことは難しい。そこで、著作権管理団体と同じように、二次的著作物の著作権としてのオープン・ソース・ソフトウェアの権利がオープン・ソース・コミュニティに譲渡されることにより、オープン・ソース・コミュニティを原告として著作権侵害訴訟を提起できるような対策が今後必要になるかもしれない。

- ・ ソフトウェアライセンス契約における独占禁止法

ソフトウェアライセンス契約では、ソフトウェア取引の多くの局面で締結され、ライセンサーであるソフトメーカーが、ライセンシーに対して、当該契約に係るソフトウェアの利用方法や利用範囲について、様々な制限を課すことが多いが、当該制限の中には、当該ソフトウェアの複製、譲渡、改変の制限等、ソフトメーカーによる著作権法上の権利の行使とみられる制限が含まれる場合もある。外形上又は形式的には著作権法上の権利の行使とみられるような行為であっても、当該行為が不当な取引制限や私的独占の一環を成す行為として又はこれらの手段として利用されると認められる場合には、著作権法上の「権利の行使と認められる行為」とは評価できず、独占禁止法が適用されるため、ライセンサーは注意が必要である。

- ・ 標準化と独占禁止法上の注意

標準化活動は、同じ分野の事業者同士が集まり、単独の規格を定め、広く普及させようと協働する動きのことをいう。標準化により、仕様や性能が統一され、事業者に一定の制約を加えることになる一方で、製品間の互換性が確保され、市場の迅速な立ち上げ、普及に資する。よって、標準化活動そのものが直ちに独占禁止法に違反することにはならない。しかし、それが結果的に公正な競争を阻害してしまうことになれば、独占禁止法違反は避けられない。標準化活動が適正に行われた場合、それに続いてパテントプールを形成する行為については別途独占禁止法上適正に行われていることを確認する必要がある。というのも、標準化活動に参加した事業者とパテントプールを形成する事業者が異なる場合があり、そうすると競争に及ぼす影響も規格の策定とは異なってくるからである。

#### K. Posz 講義報告: Fair Use Basics (矢倉徹: 参考資料7-1)

米国では、著作権法適用の例外規定として幅広く適用される「フェアユース」という法律に規定された概念がある。当該フェアユースは、米国における著作物利用に適用されるため、日本においてのみ活動する場合は、考慮する必要がないと思われる。しかし、近年のコンピュータ技術の進展、インターネットの普及、研究活動のグローバル化などから、例えば米国での学会発表活動において、インターネットを通じて得た米国の著作物であるコンテンツを無断で使用し、著作権侵害の疑義が生じる場合などが考えられる。

今回、少なくとも大学が知っておくべきフェアユースの基本的な事項について、米国特許弁護士より講義を受けたので、その内容について一部筆者が加筆しながら報告する。

#### <ポイント>

- ・ フェアユースとは、米国における著作権侵害の例外適用を指し、アカデミックな活動など、様々な方面で広く適用されている。

- ・ インターネットなどの発展によって、米国のデジタルコンテンツなどの著作物を容易に手に入れることができる今日では、日本人がフェアユースを知っておく価値は増している。
- ・ フェアユースの適用要件は、法で次の4つが定められているが、実際のそれぞれの要件の解釈は、判例の積み重ねによる。
  - トランスフォーマティブ要素: 使用目的、態様
  - 著作物の性質
  - コピー部位の量、実質性
  - 潜在的マーケットに対する影響
- ・ 米国の大学では、フェアユースを適切に理解し、著作権侵害が起こらないような手当として、フェアユースにかかるガイドラインやチェックリストを作成しているところもある。
- ・ 米国ではフェアユースの判断基準の周知徹底及びフェアユースを適切に判断できる者の人材育成が今後必要になってくるだろう。

#### L. BSA 訪問報告(濱田憲人: 参考資料7-2)

2007年10月26日に Business Software Alliance (BSA) に訪問し、Director of International Trade and Intellectual Property の JESSE M. FEDER、Senior Director 及び Legal Affairs の Jennifer Blank より BSA の活動についての説明を受け、また質疑応答を行ったので報告を行う。

##### <ポイント>

- ・ ソフトウェアは複製が容易なため、中国などでは多数の海賊版の CD や DVD が売られるなど、市場への損害は計り知れない状況である。BSA はそれらのグローバルに広がる問題の状況改善に教育・啓発活動、政策提言や権利保護支援を通じて取り組んでいる。

- ・ 教育・啓発活動

米国教育機関で P2P などのソフトを使いインターネットを通して、直接ファイルなどの情報を送受信するなどして、ソフトウェアや音楽、ソフトウェアなど違法に複製され流通するなどの問題が生じているが、BSA では、小学生、中学生、高校生、大学生まで幅広く、セミナー開催や PR ポスターを配布するなどの教育啓発活動を行っている。改善されない場合には直接警告を行うこともある。

- ・ 権利保護支援

世界各国 65 箇所にホットラインを設けるなどして、ビジネスソフトウェアに関する違法コピー情報の収集・調査・分析を通じて、権利保護を支援している。インターネット上での違法コピーについても調査を行ったり、訴訟を起こすために支援などを行っている。裁判により違反した企業が損害金の支払いなどをした場合にプレスリリースを行うことにより、違反した企業は諸々のリスク(裁判費用の用意や損害金の支払い)があることを知らしめ、ソフトウェアの適正使用を促している。

M. Culpepper 講義報告: License Basic(大北啓代: 参考資料8-1)

米国研修初日のプログラムとして、Posz Law Group の Kerry 弁護士より License Basic の講義を受けた。知財ライセンスと契約書の基本についての講義で、実際の契約書を用いた説明がなされたので、ここで報告する。

<ポイント>

- ・ ライセンシーが契約書を作成する重要な目的の一部として、「紛争の未然解決」「技術が的確に使える環境」を整えることが挙げられる。
  - 契約書の各条項(前文・定義・許諾者の権利等)すべては、上記目的を達成するための手段である。将来起こりうる紛争・困難を予測し、紛争をもたらす行動を制限(禁止・条件付け等)することで、コントロールすることが重要。
- ・ ライセンサーが契約書を作成する重要な目的の一部として、「利益の最大化」「市場占有率の向上」を目指せる環境を整えることが挙げられる。
  - 上記目標を達成するためには、どのライセンス形態を選択し、どういった条件(環境)を付与し制限するかが重要。

N. Nicholson 講義報告1: License with Academia(齊藤信吾: 参考資料8-2)

大学の役割はアイデアや成果を世の中に広く公開し、社会の発展に寄与することであり、お金を得ることではない。一方、企業の主要な目的はお金を得ることである。そして、企業間の競争を勝ち抜くためにも、新しいアイデアや技術は機密事項にしておきたいと考える。このように大学と企業はその性質や目的が異なるために、契約を結ぶときには両者の間にある溝を埋めなければならない。講師の Cindy Nicholson 氏は現在 Posz Law Group 所属の弁護士であるが、以前はソフトウェアの開発者として勤務しており、大学-企業間のライセンス契約の経験を踏まえて大学と企業との性質の違いから生まれる種々の問題点について、ご講演いただいた。

この講義内容を踏まえ、①大学と企業の目的、②大学が負うべき責任、③研究成果物の権利所属主体としての大学の3つのポイントに焦点を当てて報告する。

<ポイント>

- ・ 大学の果たすべき使命と企業の経済活動について  
大学は、新しいアイデアや技術を社会に提供し、普及させることを目的としている。一方、企業は経済的利益を得ることを主要な目的としている。両者の目的が違うためにトラブルが生じるおそれがある。そのため、企業-大学間におけるコミュニケーション体制を構築することで、トラブルを回避することが重要である。
- ・ トラブルに対する補償について  
大学が開発した技術またはその新技術を商業化したことが原因で損害が発生した場合、裁判所で全面的に争ってトラブルを解決しようとする。敗訴すれば、大学は損害に対する責任を負わなければならない。  
そこで、大学と企業間でライセンス契約を結ぶ際の補償条項の例として、以下のような取



り決めが盛り込まれる。「当該ライセンス契約の対象となる技術により消費者が損害を被った場合、企業Aは大学Bに対して、最大500万ドルの補償を行う。」という内容である。これにより、例えば消費者が企業を訴えた場合であっても、500万ドル以下の賠償内容であれば、大学にまで被害(企業Aから訴えられる)が及ばないことになる。

- ・ 研究成果物の権利の所属主体について

大学教員が生み出した成果物を元に創作された二次的著作物について、その権利所属が不明確になることがある。それは、大学での研究成果物が開発される過程において、当該研究の代表を務める教員ただ一人だけではなく、様々な大学関係者が関わってくることや、大学教員は所属研究機関を転々と異動しながら研究を行い、成果を生み出していくためである。ここで問題になるのが、様々な者が創作行為を加えて二次的成果物が生み出されていくため、二次的成果物について著作権者を特定することが困難な場合があるということである。

この対策として、第一に技術移転契約を書面としてきちんと残しておくこと、そして大学事務局の人事部で技術移転契約文書の写しを厳重に保管しておくことが挙げられる。

第二に、教員の異動があれば大学が企業に告知することである。また、新規採用される教員と雇用契約をむすぶ場合、大学は開発された技術の権利関係の所存について明確にしておく必要がある。

- ・ インセンティブ・プログラム

大学は優秀な教員には他機関へ異動せず研究を続けてほしいと考えるため、インセンティブ・プログラムとして、研究成果物の権利を教員が所有し、自由に行使してロイヤリティ収入を獲得できるような制度を設けている。

#### O. Nicholson 講義報告2: Software Licensing (吉川かおり: 参考資料8-3)

講義2日目の午後、「SOFTWARE LICENSING」という表題で Posz Law Group の特許弁護士である Cindy Nicholson より講義を受けた。この講義は、ソフトウェアライセンス契約全般における特徴や注意点を、大きな視点から解説したものである。まずはライセンス契約の基本の説明があり、次に契約を「既に存在するソフトウェアの移転契約」と「ソフトウェアの開発契約」の2つに分け、それぞれについての説明があった。このような講義は、ソフトウェアライセンス契約を初心から学ぶ上で大変有益なものであった。

##### <ポイント>

- ・ 契約を締結するにあたり、ライセンスポリシーを持つことが重要である。ライセンスポリシーを持つことによって、あらかじめ契約から派生するトラブルを予見・回避しやすくなる。
- ・ 契約に先立って、ソフトウェアの曖昧さを排除しておく。ソフトウェア自体にも多くの種類があり、また、ライセンス契約においてはライセンスされる権利にも様々なものがある。また、そのそれぞれが非常に複雑である。それを解決するには、それぞれの段階ではっきりと、一つ一つのポイントを明確にしていくことが重要である。

P. Maddy 講義報告: Software License Agreement(濱田憲人: 参考資料8-4)

ソフトウェアライセンス契約締結に至る交渉過程についての具体的理解を図るため、HUNTON & WILLIAMS のパートナー弁護士 Tyler Maddy 氏により「Software License Agreement」の題で契約交渉上重要と思えるポイントを紹介していただいたので、ここで報告を行う。

<ポイント>

- ・ 最も重要なことは、ソフトウェア<著作物>の技術がどんなものであるかというのを詳細に規定し、どの部分をライセンスするか詳細に契約書の中で定義することである。例えば、ソフトウェアの名前、バージョン等を明確に記載し、誤解のないようにする必要がある。
- ・ 各契約項目において、重要な争点となる部分につき、契約当事者で誤解のないように契約交渉を行う。
- ・ 今後の交流も考え互いが満足できるような関係(WIN-WIN の関係)を構築することを契約交渉の心構えとする。

Q. Gottschalk 講義報告: Top Five Issues to Consider in Software Licensing(森下麻理: 参考資料8-5)

2007年10月24日(水)に BELL, BOYD & LLOYD LLP の弁護士である Jeremy H. Gottschalk 氏より「Top Five Issues to Consider in Software Licensing」の題で講義を受けたので内容を整理、一部補足し報告する。

<ポイント>

- ・ ソフトウェアは、その内容を少し改変しただけで、名称やバージョンが変わることがあるので、どのソフトウェアをライセンスするのか、また、改変したソフトウェアを含むのか、含まないのかということの詳細にする必要がある。
- ・ 英文契約書では、通常の英語の意味とは異なった意味で用語を使用することが多いので、特定の意味を持つ用語には、注意する必要がある。
- ・ ライセンシーが、ソフトウェアを使用し、損害が発生した場合の責任については、詳細まで決定していなければ、多大な損害賠償を支払わなければならない可能性があるため、その内容には十分注意する必要がある。
- ・ ソフトウェアライセンス契約において、「エスクローサービス」とは、ライセンサーが不測の事態に陥ったときに、第3者によって、ライセンシーに「ソースコード」を公開するサービスのことである。

R. UVA での特許管理の流れ(大北啓代: 参考資料8-6)

米国で訪問する University of Virginia(UOV) の、技術移転を携わる機関について事前調査を行うものである。発明物の取扱・技術移転の流れ等は、各大学によって異なるため、事前に UOV のケースを理解しておくことは重要といえる。

＜ポイント＞

- ・ UOV では、学内発明(著作)物の届出までを学内知的財産部門が担い、承継からライセンスまで学外機関である University of Virginia Patent Foundation(以下 PF)が担当している。
- ・ PF では、「学内技術のビジネス化」にフォーカスしているため、経済的要素の強い著作物の届出要件が定められている。
- ・ PF では、活動の内容を対外的に説明するためのツールが整備されている。技術移転の一連のフローを説明する冊子、新規企業立上のためのガイドブック、学外の特許事務所との協働プロジェクトを説明したガイドブックなどである。

### 3. 研修終了後の研修生の感想

#### ・ 矢倉徹

本プログラムへの参加は今年度で3回目となるが、今回は研修生という立場と、他の研修生にアドバイスを行う指導者(チーフ)としての立場で参加することとなり、自身の知識の未熟さもあり、これまで以上にかなりハードな半年だった。これまで受けた研修の体験を振り返りながら、いかにこの研修を効果的なものにするかということを考え、研修計画を練りつつ、著作権にかかる書籍を読んで理解し、それを研修生にわかるように伝え、研修生の理解度を常に確認する。これは、言うは易しで、実際には、研修計画から予定がずれたり、ミーティングを開催したがうまく伝えるべきことを伝えられなかったりと、他の研修生には迷惑をかけたように思うし、自分でもうまくできたかはわからない。

しかしながら、今回の研修に対して行った努力は、研修生の中でも一番であったと自負しているし、そのぐらい気合いを入れて取り組んできた。その成果の一部は、報告書の資料編をご覧いただきたい。また、指導側の立場に立つことでしかなかった経験もたくさんさせていただいたので、今後、職場で指導する側に立ったときに、大きなアドバンテージになると考えている。今回の研修は、ハードさに比例して、自分にとって大きな財産になったのは確かである。

また、このプログラムは、研修生全員のやる気、努力、忍耐、団結などがないと成立しない。指導者側として未熟であったにもかかわらず、他の研修生は努力して、期待以上の成果を出してくれた。このことを大学内外で正当に評価されるよう、今後もアピールしていきたいと考えている。

最後に、研修の機会や研修に関する指導、アドバイスをくださった皆様方、お互いに刺激しながら苦楽を共にした他の研修生のみんな、また遅くまでの居残り時に生活面で支えてくれた妻に感謝すると共に、多大なご指導をいただいた久保浩三先生、吉田哲先生に心からお礼申し上げます。

#### ・ 濱田憲人

この研修の話をいただいて、まず国際交流のセクションで働いているため、学術交流協定などの英文契約事務に役立てたいということで参加を希望しました。学術交流協定については雛形もあり各大学でもサンプルをもらえるため、ある一定の形式が確立しています。そのため英語の

知識がある程度あれば、大学機関の名前、代表社名、契約の期間、交流の人数などを当てはめれば、一から協定書を作成することなくできあがります。また学術交流協定は紳士契約のような側面が強いため、トラブルなどが想定していないのが普通であったと思い、さほど協定を権利義務の発生する英文契約書という意識なく締結を行うことが多かったと思います。しかしながら、最近、協定書の中に知的財産についての項目を条項に盛りこむというようなものも増えてきており、学術交流協定締結も英文契約の1つである意識を強くもって業務を行わなければと思いました。そこでまず、英文契約の基本的な用法 shall, must などの助動詞の使い方などの部分から勉強をはじめ、今回のテーマであったソフトウェアライセンス契約について様々な文献を読んだり研修メンバーで勉強会を開くなどして理解を深めました。ここで学んだことは報告書に記載したとおりですが、この研修の成果としては、海外FD研修契約米国の大学と結ぶことになりましたが、比較的円滑に取り交わすことができました。

今回の研修では、業務に役立ったことに加え、課や係を越えて学んだ知識を互いに教え合い情報共有することを心がけた結果、コミュニケーション力、協調性についても養うことができました。特に米国研修ではみんなが質問をし、講義後も担当者を訪ねて自分の課題の質問に対する答えをもらうなど、聴くだけの受身の研修にならないよう、全員が努力を行えたことも成果の一つだと思いました。

最後になりましたが、このOJT研修への参加という非常に貴重な機会を与えていただき、大変感謝しております。関係者のみなさまありがとうございました。

#### ・ 大北啓代

二度に渡り、このような貴重な経験をさせていただいき、心より感謝しています。知財の知識だけでなく、技術移転の実務の一部を垣間見る機会は、このような研修以外にはなかったように思います。

今回、調査分野をソフトウェア著作物とMTAに、研究テーマを契約に絞ってくださったことは、非常に進めやすかった。まず第一に、具体的な実務のイメージが掴みやすかったこと、第二に各論に到達しやすく、論点を掴みやすかったことが挙げられる。これらは、自分のテーマを絞り易くしてくれ、更に、実務者への質問を考え易くしてくれ、「ケースバイケース」という曖昧な回答を回避できた。第三に、契約という日常生活で誰もが経験しているテーマであったので、同研修終了後も生きる学びを得られたことが挙げられる。知財という特定分野の研修でありながら、同分野に限定した知識でなかったことが、大きく作用したと思う。今後も、テーマ選択する際は、同様のスタイルを採用してほしい。

今後、同じボリュームの報告書を研修生に課すのは、若干負担が大き過ぎるのではないだろうか。研修生の負荷軽減・モチベーション維持のためにも、報告書の枚数は減ったとしても、学内の知財レベル向上のために、特定テーマの学内周知の冊子を作成するなど、研修を通じて第三者に公開するための冊子を共同作成するというアイデアはどうだろうか。

最後に、今回の研修の機会を提供し、指示指導してくださった諸先生方、共に支えてくれ

た研修メンバーに、心からお礼を申し上げます。有難うございました。

・ 森下麻理

普段の業務に加えてこの研修の参加は、非常にハードであった。準備から報告書の完成まで、この半年の多くの時間を費やした。しかし、普段の業務ではあまり関わることのない人ともこの研修を通して知り合うことができ、新たな一面を知ることができた点は非常に良かったと思っている。このメンバーでなかったら、研修を乗り切れなかったと思う。

研修のテーマについてであるが、単純にインタビューを中心の課題にすれば、本を読んだりすることが少ないだろうと甘く考えていたが、実際には、インタビューの回答で思うような意見が得られず報告書をまとめるのに大変苦勞した。特に、米国ではアポイントなしで、研究者に突撃インタビューしなければならなかったのは、つらかった。しかし、普段あまり業務で関わることのない研究者から意見を聞くのは非常に有意義であり、興味深かった。

最後に、この研修でご指導、サポートいただいたすべての方に感謝するとともに、この経験を今後の業務に活かしていきたい。

・ 齊藤信吾

私は、本プログラムに第一期生として参加させて頂いたが、当然、著作権に関する知識はあまりなかった。抽象概念の寄せ集めといったイメージが強く、学習する前から苦手意識があった。

特許事務所の方のレクチャーや毎週の勉強会等の事前学習を通じて少しずつ知識を増やしていった。特にグループディスカッションがとても有効であった。自分が発表する前日には、質問に答えられるように準備し、逆に他のメンバーの発表を聞くことで自分とは異なるテーマの知識が得られる。毎回新しい内容を学習するためハードだったが、机に向って一人でする勉強とは違い、相乗効果的に学習成果が高まるよい方法だった。

米国では、特許事務所でのレクチャーを中心に、ヴァージニア大学やBSAを訪問して、実務に沿った技術移転契約のお話を聞く機会を得た。渡米前に作成しておいた自分のテーマの質問事項について、大変興味深い知識を得ることができ、大きな収穫だった。しかしそれでも米国で研修を受けるにあたっての知識量は十分ではないと感じた。矢倉さんや吉田先生のフォローなしではレクチャーは難しかった。さらに乏しい英語力が拍車をかけて、一層レクチャーを複雑なものにした。

本プログラムで私に課せられた課題は、準備不足を克服することだった。第一期生であるものの、準備不足から来る不安や自信のなさが目立ってしまった。とはいえ、本プログラムで得た成果は大きい。帰国後に作成した報告書や講義レポートでは、米国で受けたレクチャーをフィードバックすることができた。当初あった苦手意識も、少し自信に変わった。また、実践的な英語を身に付けようとする動機付けにも役立った。次回も本プログラムに参加する機会を与えていただいたら、上記の点を踏まえて、積極的に取り組んでいきたい。

・ 吉川かおり

初めてこのプログラムに参加しましたが、最初にお話を頂いたときは、米国に出張に行けるということだけで単純に喜んでいました。しかし、実際にプログラムがスタートしてからは、毎週のミーティングに出席し経験者の方のレクチャーを受けるにつれて、私に務まるのだろうかという不安が膨らんでいきました。また、語学も満足にできない私にとって、レポートの多くを占める米国でのインタビューが一番の不安材料でした。そんな中、イアン先生に毎週時間を割いて語学面でサポートいただけたことはとても大きかったです。米国への出発前には、語学が堪能な先輩にも遅くまで手伝っていただき、イアン先生に整然とした英文に直していただけたことで不安を軽減することができました。実際に米国にいる間も、一緒にグループになった諸先輩方の暖かいサポートでなんとか乗り切ることができたように思います。

素人の私がこのような研修に参加させていただいて良かったのかという疑問は、正直研修後も拭い去ることができません。しかし、この研修に参加しなければ、米国の特許事務所を訪問したり、弁理士の先生にお会いする機会などなかったと思います。私にとって本当に貴重な経験になりました。

私にとってこの研修は、周囲の方々の暖かいサポートがあっただけのものでした。語学も満足にできない新人を、事前の講義や米国でサポートして下さった先輩方に本当に感謝しています。また、なんとか米国で講義を受けられるまで時間を割いてレクチャーして下さった久保先生、吉田先生にも心から感謝いたします。本当にありがとうございました。

#### 4. 今後の課題

今後の課題としては次の点が挙げられる。

##### ① グループ学習との混合

これまでのプログラムでは、個人単位での学習をメインとしてきた。しかし、研修生同士が教えあう関係をさらに期待するのであれば、課題がより接近する研修生同士がグループを形成するスタイルを試みたい。グループ内での頻繁な情報交換が期待できるからである。グループに対する課題と、そのグループ課題に含まれる個別課題の設定については、指導側に工夫が必要だが、上手くいけば大きな成果が得られると思う。

##### ② 多様なバックグラウンドの研修生の参加

更に、研修生相互の交流による刺激をより高めるのであれば、さまざまなバックグラウンドを備えた人材の参加を期待する。この点は研修生だけでなく指導側にも要求されることである。今後、NAIST 単独のプログラムではなく、多様な大学から研修生と教員が集まることで、個人学習では得られないユニークな成果が得られるのではないかと考える。

③ 米国研修に関しては、今年の米国研修では運営側の不備により、一部研修生が臨んでいた講義が行えなかった。次回には改善すべき点である。

##### ④ 研修生の負担、体調管理

研修生はすべて大学職員であり、通常の業務をこなした上での今回の研修であった。米国研修前の準備、及び、報告書作成については限られた時間のなかその負担は大きかったようである。実際に、この研修期間を通じて数名の研修生は体調不良に至った。

米国研修についても、昨年の反省から余裕あるスケジュールを意図したものの、依然として研修生の負担は大きかった様子である。米国研修期間にも、数名の研修生が体調不良となった。研修生の健康の面から、学習時間の確保、講義間隔など今後の改善が必要と考える。

#### 5. まとめ(企画、米国研修担当、吉田哲より)

以上が、2007年度のNAIST技術移転人材育成研修の成果報告である。今回は、一週間の米国研修をメインとし、その準備に4ヶ月、その後の報告書作成に3ヶ月を要した。また、情報発信の機会として、日本と米国の双方ですべての研修生にプレゼンテーションを行ってもらった。日常の業務の合間、就業後に学習／準備を進めた研修生の苦労は大きかったことと思う。この報告書を完成するに当たり、全研修生の努力に感謝である。

本研修には、本学研究協力課の矢倉氏に、これまでのNAIST知財研修に参加してきた経験を重視し、チーフとして本研修の運営、指導を担当してもらった。研修を通じて成長した研修生が、後年の研修には指導側として参加する。この点についてはNAIST研修の理想像に近づいたといえるであろう。

一人の積極的な研修生の存在は、他の研修生を刺激し、相互に意欲を高めあう関係があると考えられる。初参加(一期生)の研修生はもちろん知的財産についての知識が少ない状態からのスタートであった。しかし、一期生からも、英語の自主ゼミ開催や、ネット検索でのMTAについての海外情報収集など、様々な活動が報告されている。今回の6名は各自が自分のできる範囲で真摯に取り組んでくれたと思う。新しい課題に対して、積極的に取り組むことで自分の知識レベルを高めることができたという経験は、学んだ知識以上に重要と考えている。

過去4年間の知財教育を振り返り、今年の研修ほど経験者の存在が頼りに思えた年はない。実際、矢倉氏を始め、経験者の存在がなくては今年の研修を運営することはできなかつたと感じている。参考資料編で紹介する報告書を見る限り、矢倉氏以外にも、プログラム著作権について相当の知識レベルに達している研修生が数名見受けられる。今年の研修生はもちろん、その他、IC、OY氏ら、過去の研修生も再び参加し、自分達が学んだ知識を後輩に伝達していくことにより、NAISTの人材育成のあり方(NAISTメソッド)が確立していくものと期待する。

NAISTの知財教育は4年目を終える。しかし、研修生を中心とするNAISTメソッドは今年が一年目、ようやく離陸を開始した印象である。以上で、本年の成果報告を終える。

以上

#### 【参考文献】

- ・ 西村吉雄 『産学連携 ー中央研究所の時代を超えてー』 日経BP社(2003)

- ・ 宮田由紀夫 『アメリカの産学連携』 東洋経済(2004)
- ・ 野口良光 『特許実施契約の基礎知識』 発明協会(2002)
- ・ The Wall Street Journal, Critics Take Aim at California's Patent Shield, November 13, 2007
- ・ 宮田由紀夫 『プロパテント政策と大学』 世界思想社(2007)
- ・ Derek Bok, Universities in the Marketplace, Princeton University Press, 2003, pages 57-64,105-121
- ・ ドン・タプスコット等 『ウィキノミクス』 日経 BP 社(2007)
- ・ 大阪弁護士会知的財産法実務研究会 『知的財産契約の理論と実務』 商事法務(2007) pages 221-230
- ・ 渡部 俊也、隅蔵康一 『TLO とライセンス・アソシエイト』 BKC(2002)
- ・ 村上政博、浅見節子 『特許・ライセンスの日米比較』 弘文堂(2004)
- ・ 樋口範雄 『アメリカ契約法』 弘文堂(1994)
- ・ 長谷川俊明 『英文契約 100Q&A』 商事法務研究会(2000)
- ・ 平嶋竜太 「オープンソース・モデルと知的財産法」 『先端科学技術と知的財産権』 社団法人発明協会(2001)
- ・ 高橋伸夫等 『ライセンス戦略』 夕斐閣(2007)
- ・ 市毛由美子 「あいまいな規定多い大学の著作物管理規定」 『産官学連携ジャーナル』 Vol.4、No.1、2008、pages 41-44
- ・ 中原 淳 編集 『企業内人材育成入門—人を育てる心理・教育学の基本理論を学ぶ』 ダイアモンド社(2006)
- ・ 木下是雄 『理科系の作文技術』 中央公論新社(1981)
- ・ 吉田哲、久保浩三 「技術移転人材育成プログラムにおける NAIST メソッドの一例（指導側の留意事項の紹介）」 『産学官連携ジャーナル』 2007 年 11 月号
- ・ 按田光久 「知的財産関連人材育成のあり方に関する調査研究」 『知財研紀要』 2006

#### 【参考 Web】

- ・ <http://blogs.wsj.com/law/2007/11/13/critics-take-aim-at-californias-patent-shield/>
- ・ 文部科学省、地域科学技術推進政策 WEB:
  - [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/chiiki/city\\_area/outline.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/city_area/outline.htm)
- ・ Microsoft Press Web
  - <http://www.microsoft.com/japan/presspass/detail.aspx?newsid=2326>
- ・ 文部科学省 Web: 「大学知的財産本部整備事業」の審査結果について
  - [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/15/07/03071501.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/07/03071501.htm)
- ・ 産業技術総合研究所 プレス・リリース(2007/8/30) 共有する知的財産権の活用方針を緩和
  - [http://www.aist.go.jp/aist\\_j/press\\_release/pr2007/pr20070830/pr20070830.html](http://www.aist.go.jp/aist_j/press_release/pr2007/pr20070830/pr20070830.html)



- ・ 科学技術・学術審議会、技術・研究基盤部会、産学官連携推進委員会 「イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて(審議のまとめ)」 平成 19 年 8 月 31 日
  - [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/09/07090699.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/09/07090699.htm)
- ・ The dynamic jigsaw: repeated explanation support for collaborative learning of cognitive science
  - <http://www.crest.sist.chukyo-u.ac.jp/bunken/download/050721cogsci.pdf>